資料２

千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（素案）

平成２９年３月

千　葉　市

写真

千葉市長　　熊　谷　俊　人

千葉市では、平成 24 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、家庭ごみ手数料徴収制度の導入、減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化など様々な施策を行い、市民・事業者の皆様とともにごみの減量や再資源化に取り組んでまいりました。

その結果、年間の焼却ごみ量は、２つの清掃工場で処理できる２５万４，０００トンを下回るまで削減しました。

今後は、北谷津清掃工場停止後の３用地２清掃工場運用体制で安定的かつ継続的にごみ処理を図り、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化の推進が必要な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、ごみの一層の減量と、安定的かつ継続的なごみ処理体制の確立を目指し、「●●」をスローガンに、新たな「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定しました。

本計画は、「一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、２Ｒ（リデュース・リユース）の推進」、「再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援による、さらなる焼却ごみ量の削減」、「低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靭なごみ処理システムの構築」を３つの基本方針とし、未来を見据えたごみ処理体制を構築することを目標としています。

この目標を達成し、次世代に良好な環境と資源を引き継いでいくため、市民や事業者の皆様におかれましては、徹底したごみの減量・再資源化に、より一層のご協力をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提案をいただきました「千葉市廃棄物減量等推進審議会」委員の皆様をはじめ、関係各位に厚くお礼を申しあげます。

目　　次

第１章 計画策定の趣旨 1

１．１ 計画策定の目的 1

１．２ 計画の位置付け 2

第２章 ごみ処理の現状と課題 3

２．１ ごみ処理の現状 3

２．１．１ ごみ量 3
２．１．２ ごみ質 6
２．１．３ 排出・収集方法 8
２．１．４ ごみの減量・再資源化の推進 10
２．１．５ 中間処理施設・最終処分場 13
２．１．６ ごみ処理原価（ごみ処理費用） 16
２．１．７ 温室効果ガス排出量 17
２．１．８ 前計画の目標に対する進捗状況 18

２．２ ごみ処理の課題 25

２．２．１ 個別事業の課題 25
２．２．２ 次期計画に求められる重点課題 26

第３章 基本理念・基本方針 27

３．１ 基本理念等の位置づけ 27

３．２ 基本理念 28

３．３ スローガン 29

３．４ 基本方針 30

第４章 計画フレームと数値目標 33

４．１ 計画フレーム 33

４．１．１ 計画期間 33
４．１．２ 計画フレーム 34
４．１．３ 想定する事業効果 36

４．２ 数値目標 37

４．２．１ 数値目標の項目 37
４．２．２ 数値目標達成のイメージ 38
４．２．３ 数値目標 39

４．２．４ ごみ減量の内訳 43
第５章 目標達成に向けた施策展開 46
５．１ 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策 46
５．２ 再資源化（リサイクル）に向けた施策 48
５．３ ごみ処理システムの構築に向けた施策 50
第６章 計画の推進・管理 52
６．１ 計画の推進と管理における基本的な考え方 52
６．２ 具体的な展開 53
６．２．１ 計画・目標の共有化 53
６．２．２ 毎年度の進行管理 54
６．２．３ 中間目標年度における計画全体の評価と見直し 54
６．２．４ 計画のロードマップ 55
６．３ 市民・地域・事業者の果たすべき役割 56
６．３．１ 市民（地域）の果たすべき役割 56
６．３．２ 事業者の果たすべき役割 58
６．３．３ 市の果たすべき役割 61

第１章　計画策定の趣旨

１．１　計画策定の目的

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律　（以下、「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、市区町村が一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものです。

計画の策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討する必要があります。

また、ごみ処理基本計画策定指針　（平成 25 年 6 月　環境省）において、目標年次を１０年から１５年先において、概ね５年ごとに中間目標年次を設け、計画を改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には計画の見直しを行うことが適切であるとされています。

市では、平成 19 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」において、「焼却ごみ 1/3 削減」をビジョンに掲げ、年間の焼却ごみ量を２つの清掃工場で処理できる 25 万 4,000 トンまで削減することを、さらに、平成 24 年 3 月に策定した前計画では、「一歩先」の目標である焼却処理量 22 万トンまで削減することを目指し、市民・事業者・市が一体となって、ごみの減量・再資源化に取り組んできました。

その結果、平成 22 年度から 26 年度（最新）まで５年連続して、人口 50 万人以上の自治体の中で、再生利用率が全国第１位となっているとともに、平成 18 年度に 33 万 692 トンであった焼却処理量は、平成 26 年度には 25 万 531 トンまで削減し、「焼却ごみ 1/3 削減」の目標を達成しました。

今後は、３用地２清掃工場運用体制に移行することから、２つの清掃工場で安定的かつ継続的にごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会を構築するため、さらなるごみの減量・再資源化の推進が必要な状況です。

本計画は、このような状況を受け、前計画の策定から５年を経過したことから、３Ｒのさらなる推進や環境負荷の低減など現行計画における考え方を踏襲しつつ、時点修正を行うとともに、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化を実現することを目的に改定を行うものです。

１．２　計画の位置付け

本計画の策定にあたっては、国の法制度および平成 24 年 3 月に策定された本市のまちづくりの方向性や実現すべき個性などを示した「千葉市新基本計画」、その計画に基づく具体的な事業を示した「千葉市新基本計画第２次実施計画」、さらには「千葉市環境基本計画」などのその他の諸計画との整合を図る必要があります。

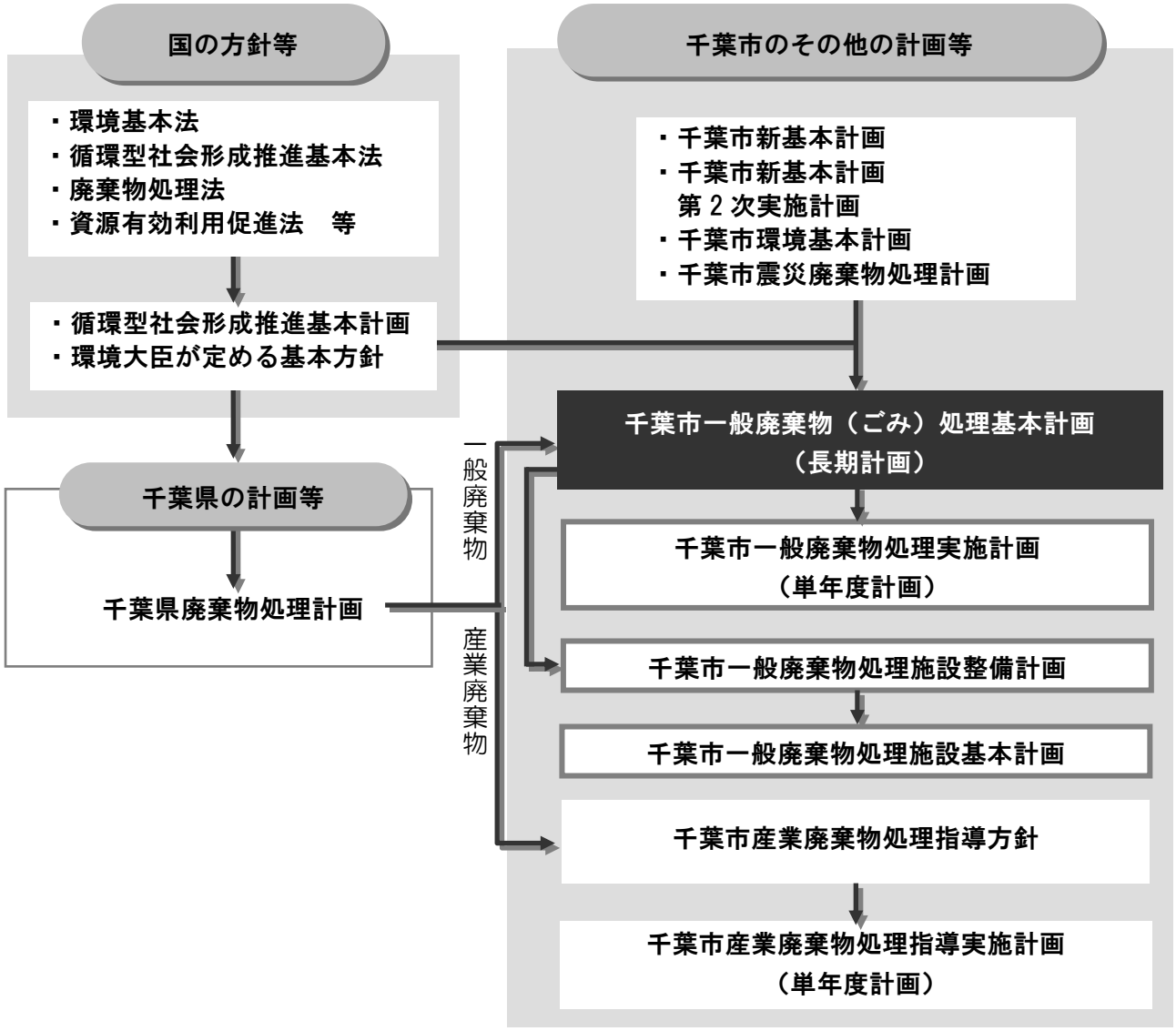

図　1－1　本計画と周辺計画の体系

第２章　ごみ処理の現状と課題

２．１　ごみ処理の現状

２．１．１　ごみ量

（１） 総排出量

総排出量は、平成 22 年度から平成 25 年度にかけてほぼ横ばいで推移していましたが、平成 26 年 2 月より実施した家庭ごみ手数料徴収制度の影響により、平成 26 年度は平成 25 年度より 15,532 トン減少し、平成 27 年度は●●トンとなっています。

また、集団回収量については、平成 22 年度は 18,555 トンでしたが、平成 27 年度は●●トンとなり、●●トン減少しました。

一方、人口は平成 22 年度では 959,415 人でしたが、平成 27 年度には 964,830 人に達し、６年間で 5,415 人増加しました。

平成 27 年度のごみの総排出量の内訳は、家庭系ごみが●●トン（●●%）、事業系ごみが●●トン（●●%）、集団回収が●●トン（●●%）となっています。

注：総排出量＝家庭系ごみ（可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物（古紙・布類・びん・缶・ペットボトル）＋粗大ごみ＋古紙回収庫回収量＋小型家電拠点回収量）＋事業系ごみ（可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属＋生ごみ＋剪定枝＋その他市が把握可能な資源物））＋集団回収量

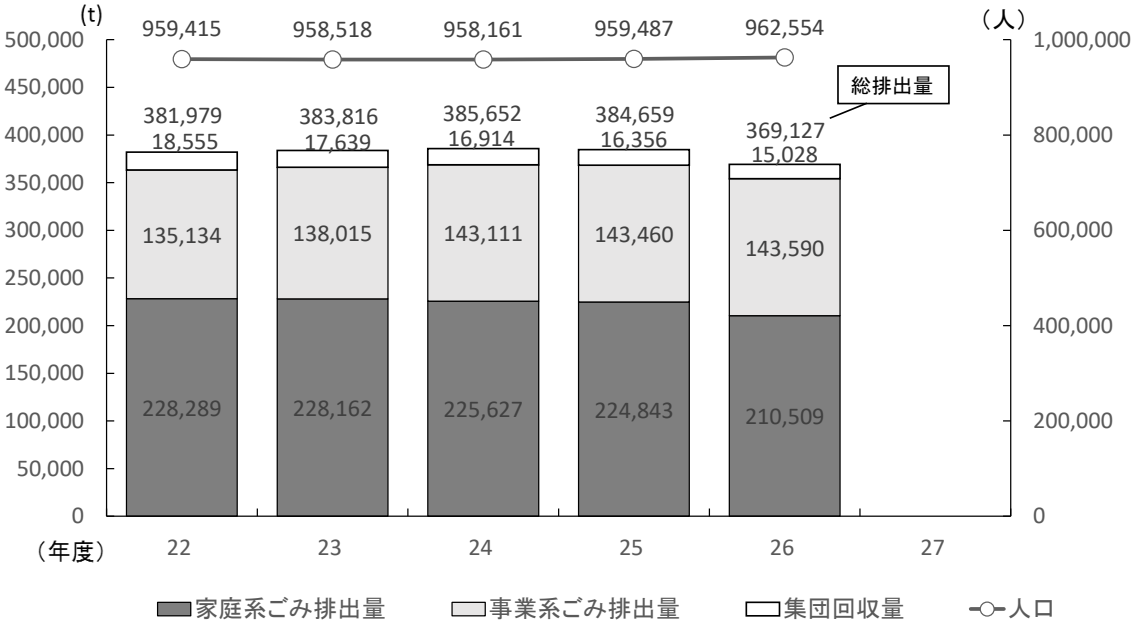

注）図中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。

図　２－１　人口とごみの排出量の推移

（２） 焼却処理量

焼却処理量は、平成 22 年度が 267,229 トンでしたが、平成 26 年 2 月に実施した家庭ごみ手数料徴収制度により減少しており、平成 27 年度は 252,836 トン、減少量は 14,393 トンとなっています。

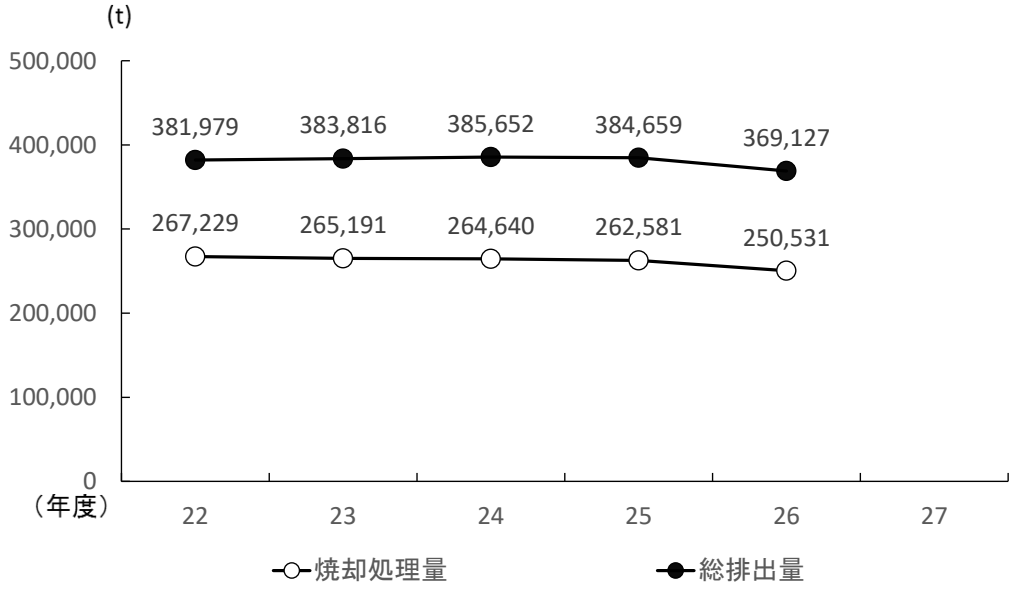

図　２－２　焼却処理量の推移

（３） 市民１人１日あたりのごみ排出量

市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（総排出量から資源回収量を除いた量）は、平成 22 年度が 780g/人・日でしたが、平成 27 年度は●●g/人・日となり、減少量は●●g/人・日となっています。また、家庭系ごみについては、563g/人・日から●●g/人・日となり、減少量は●●g/人・日となっています。

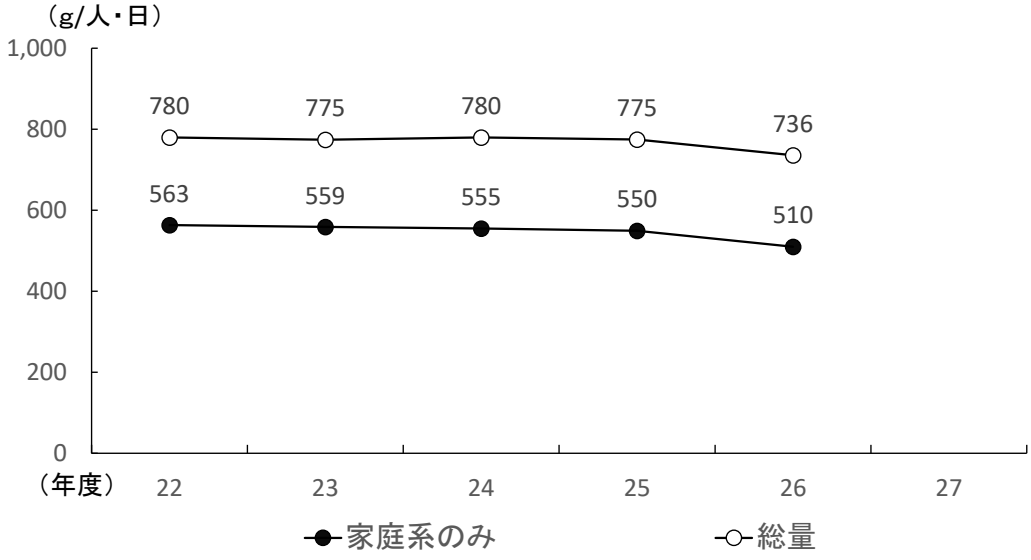

図　２－３　市民１人１日あたりのごみ排出量の推移

（４） 資源回収量

資源回収量は、平成 22 年度が 108,688 トンでしたが、平成 27 年度は●●トンとなり、●●トン増加しています。

なお、平成 27 年度の家庭系分別収集による資源物回収量は●●トン、事業系資源物回収量が●●トン、集団回収量が●●トンとなっています。

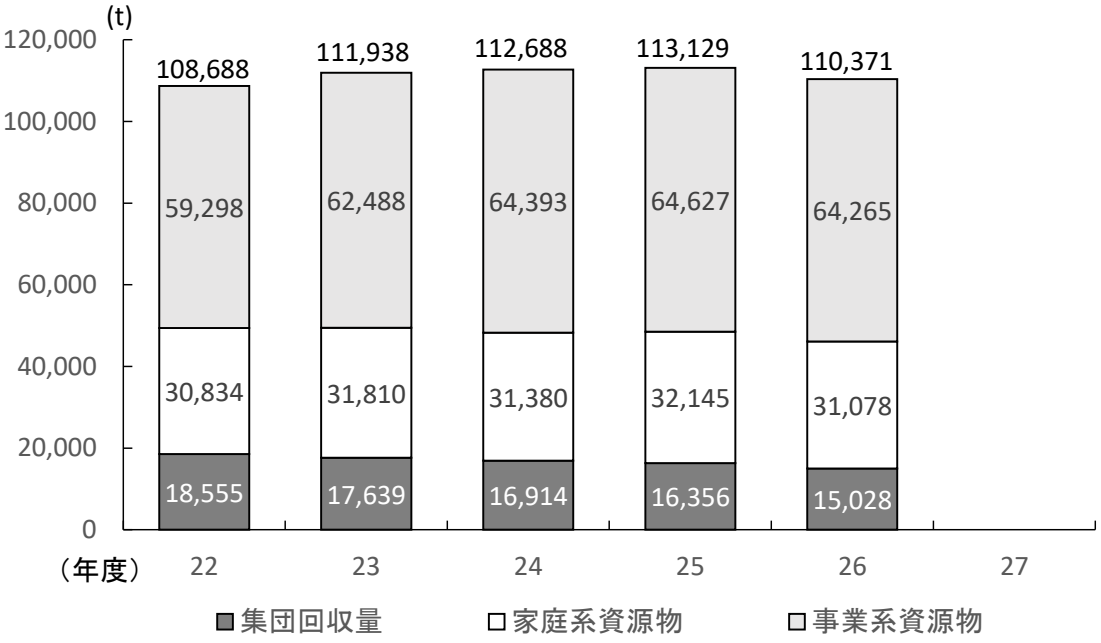

図　２－４　資源回収量の推移

２．１．２　ごみ質

（１） ごみ組成

平成 27 年度のごみの組成分析（湿ベース）の結果では、家庭系ごみは、プラスチック類 16.1%、資源化できる紙類 9.7%、資源化できない紙類 15.5%、厨芥類 46.7%と、これらで全体の約 88%を占めています。

一方、事業系ごみは、プラスチック類 12.1%、資源化できる紙類 9.9%、資源化できない紙類 16.8%、厨芥類 50.1%と、これらで約 89%を占めている状況です。

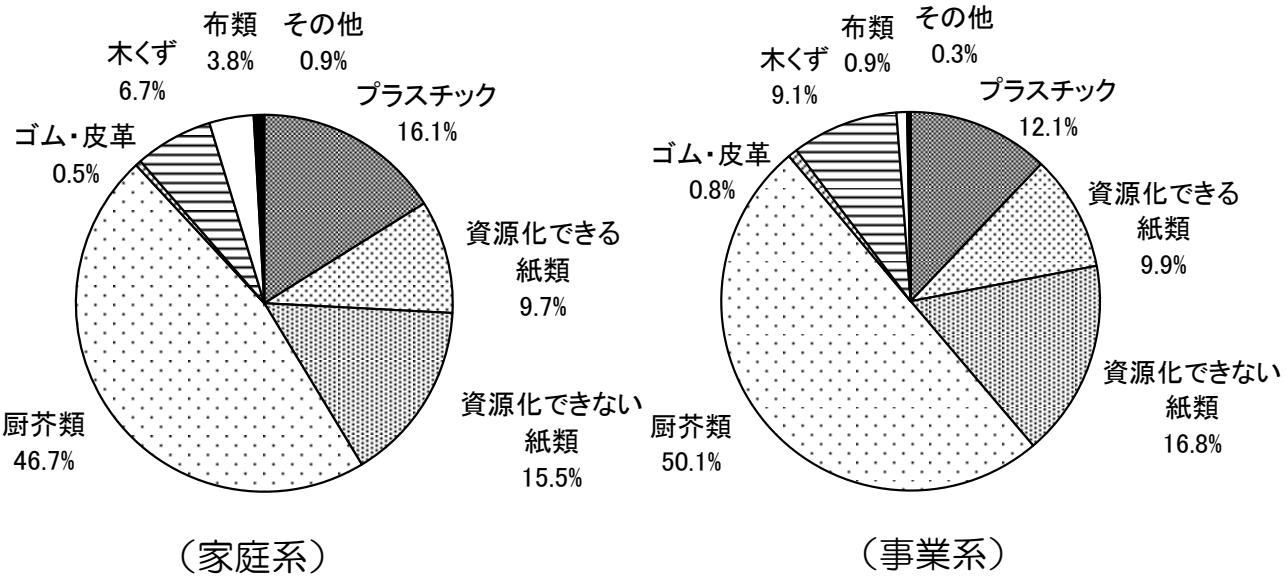

出典）平成２７年度　千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成 28 年 3 月）千葉市環境局

図　２−５　平成 27 年度のごみの組成分析（湿ベース）結果

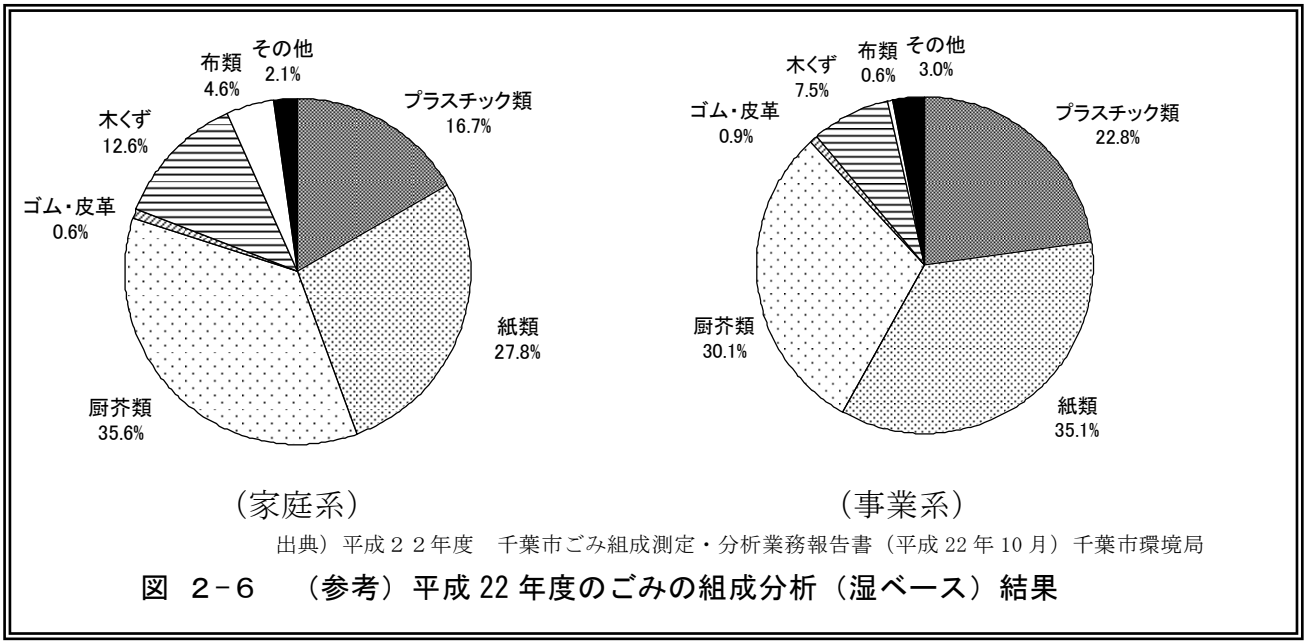

出典）平成２２年度　千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成 22 年 10 月）千葉市環境局

図　２−６　（参考）平成 22 年度のごみの組成分析（湿ベース）結果

（２） 資源物品目の混入状況の推移

可燃ごみに混入している資源物品目（資源化できる紙類・布類）の割合の推移は図２-７、図 ２-８のとおりです。

家庭系可燃ごみに混入している資源物品目の割合は、平成 22 年度は 13.7%でしたがほぼ横ばいで推移しており、平成 27 年度は 10.7%となっています。

一方、事業系可燃ごみについては、平成 22 年度は 18.4%でしたが、平成 27 年度は 10.6%となっています。

依然として、可燃ごみの中に資源化可能な品目が多く含まれていることがわかります。

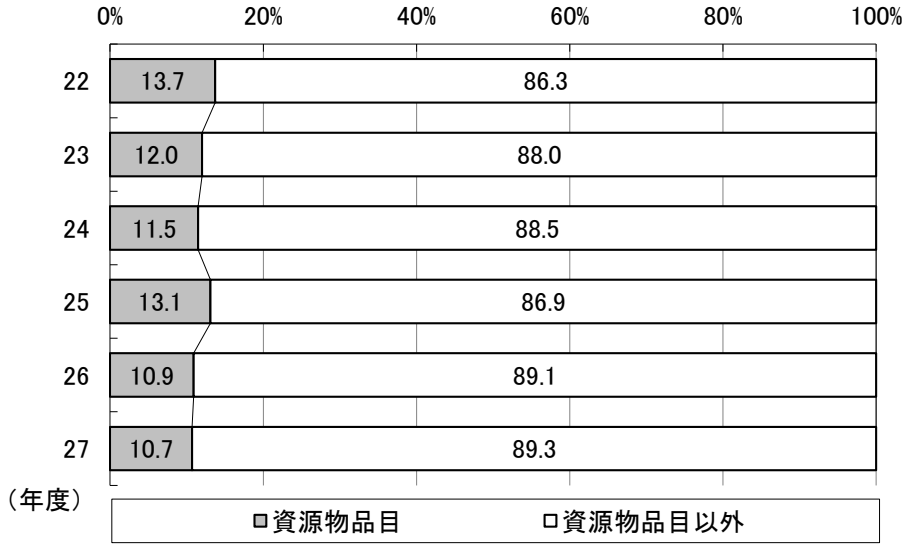

出典）平成２７年度　千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成 28 年 3 月）千葉市環境局

図 ２-７　資源物の混入状況の推移（家庭系可燃ごみ）

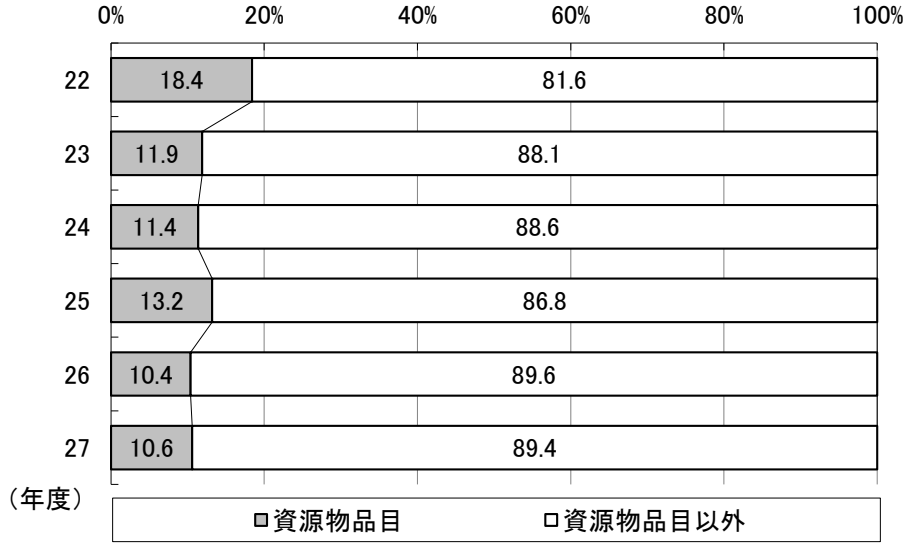

出典）平成２７年度　千葉市ごみ組成測定・分析業務報告書（平成 28 年 3 月）千葉市環境局

図 ２-８　資源物の混入状況の推移（事業系可燃ごみ）

２．１．３　排出・収集方法

（１） 家庭系ごみ

家庭系ごみについては、現在、5 種 19 分別収集を実施しています。また、平成 7 年 1 月には、排出時の指定袋制度を導入しました。

資源物については、平成 2 年 11 月からびん、缶のステーション収集を開始したほか、平成 13 年 2 月からはペットボトルのステーション収集を開始しています。また、平成 17 年 10 月からは中央区で古紙・布類のステーション収集を開始し、平成 18 年 10 月からは古紙・布類のステーション収集を全市に拡大しました。

粗大ごみについては、平成 10 年 8 月から収集の有料化を実施しています。なお、家電リサイクル法の施行に伴い平成 13 年 4 月をもって家電 4 品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機。平成 16 年 4 月からは冷凍庫を対象品目に追加。）を、また、資源有効利用促進法に基づく自主回収が開始されたことに伴い平成 16 年 10 月をもってパソコンを、それぞれ排出禁止物に指定し、製造業者、排出者を中心とした再資源化に移行することとしました。

平成 21 年 10 月から、可燃ごみの収集回数を週３回から週２回に変更するとともに、古紙・布類の収集回数を月２回から週１回に変更しました。

平成 22 年 9 月には、条例を一部改正し、資源物及び不燃ごみの持ち去り行為を禁止し、また、ごみの分別・排出ルールが守られていない方に対して市職員が指導等を行い、改善されない場合には罰則（過料 2,000 円）等が適用される「ごみの分別・排出ルールの指導制度」を創設しました。

平成 26 年 2 月から、可燃ごみ・不燃ごみの減量を目的に、家庭ごみ手数料徴収制度を導入しました。

（２） 事業系ごみ

事業系ごみについては、廃棄物処理法等により、事業者自らの責任において、適正に処理することが義務付けられています。そのため、事業所から排出されるごみについては、事業者が収集運搬業者に処理を委託するか、清掃工場等へ自己搬入しています。また、民間の再資源化事業者へ処理を委託することにより、再資源化を行っている事業所もあります。

なお、平成 6 年 11 月に排出時の指定袋制を導入したほか、平成 10 年 8 月からは、中小事業所によるごみステーションへの排出の特例を廃止して全面有料化を実施し、その後、平成 19 年 4 月と平成 28 年 4 月の２回に渡り一般廃棄物処理手数料を改定しました。

表 ２－１　家庭系ごみの収集区分（平成 29 年 3 月現在）

<table>
<tr><th colspan="3">区　分</th><th>ごみの種類</th><th colspan="2">収集方法</th><th>収集
回数</th><th>処理
手数料</th></tr>
<tr><td rowspan="6">資源物</td><td rowspan="3">びん</td><td>無色</td><td rowspan="3">インスタントコーヒー、ジュース、日本酒、洋酒、ドリンク剤のびん等</td><td rowspan="2">ごみステーション
（コンテナ）</td><td rowspan="3">委
託</td><td rowspan="4">週１回</td><td rowspan="7">無
料</td></tr>
<tr><td>茶</td></tr>
<tr><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">缶</td><td>飲食用缶（ジュース類、ビール）等</td></tr>
<tr><td colspan="2">ペットボトル</td><td>清涼飲料用、しょう油用、酒類用等</td><td>ごみステーション
（専用ネット）</td></tr>
<tr><td colspan="2">古紙</td><td>新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック</td><td rowspan="2">ごみステーション</td><td rowspan="2">協
定
1)</td></tr>
<tr><td colspan="2">布類</td><td>T シャツ、ズボン、毛糸衣類、タオル、毛布、シーツ等</td></tr>
<tr><td colspan="3">有害ごみ
（危険物）</td><td>使用済乾電池、水銀入り体温計、蛍光灯、カセット式ガスボンベ、使い捨てガスライター等</td><td>ごみステーション
（透明な袋）</td><td rowspan="3">委
託</td><td rowspan="2">月２回</td></tr>
<tr><td colspan="3">不燃ごみ</td><td>小型家電品、硬いプラスチック類、小型の金属製品等</td><td rowspan="2">ごみステーション
（指定袋）</td></tr>
<tr><td colspan="3">可燃ごみ</td><td>台所ごみ、紙くず、木くず、軟らかいプラスチック類等</td><td>週２回</td><td rowspan="2">有
料</td></tr>
<tr><td colspan="3">粗大ごみ</td><td>家具類、電気製品類、ガス器具類、布団類等</td><td>各戸
（申込制）</td><td>直営・委託</td><td>随時</td></tr>
</table>

1） 千葉市再資源化事業協同組合との協定による収集

２．１．４　ごみの減量・再資源化の推進

前計画に基づき、「まだできる！ともに取り組むごみ減量・一歩先へ」をビジョンとして、以下の３つの基本方針と２７の個別事業を展開し、さらには市民・事業者・市がそれぞれの立場から自主的にごみ減量に取り組むための行動指針である「ちばルール」に基づき、３Ｒ（発生抑制・再使用・再生利用）の取組みを進めることで焼却処理量を削減し、２清掃工場体制の実現を目指してきました。

表　2-2　前計画における基本方針と２７事業

基本方針1 市民・事業者・市の協働によるごみを出さない社会づくりを推進します。	１　ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
	２　国及び他自治体との連携
	３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
	４　生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進
	５　発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
	６　料金の見直しによるごみの排出抑制
	７　ごみ出し支援サービスの実施
	８　環境美化の推進・不法投棄の防止
	９　C-EMS による市庁舎等における率先した３Ｒの推進
基本方針2 分別の徹底・推進・拡充による高度な資源化への挑戦により、焼却ごみの継続的な削減を目指します。	１０　市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
	１１　地域コミュニティ・事業者間ネットワークを活用したごみ減量の推進
	１２　ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
	１３　多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
	１４　プラスチック製容器包装の再資源化の推進
	１５　剪定枝等の再資源化の推進
	１６　生ごみの再資源化の推進
	１７　さらなる資源化品目の検討・推進施策
	１８　事業所ごみの排出管理・指導の徹底
	１９　清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施
基本方針3 低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れたシステムの構築を目指します。	２０　収集運搬体制の合理化
	２１　民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
	２２　焼却残渣の再生利用の推進
	２３　焼却処理施設の長期的な運用計画の推進
	２４　最終処分場の適正管理
	２５　安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進
	２６　新たな資源化システムの検討
	２７　適正処理困難物等の処理推進

＜ごみの減量・再資源化に係る主な施策＞

平成 13 年度
- ・ペットボトル回収をステーション収集方式に変更
- ・家電リサイクル法の施行により、粗大ごみのうち、特定家電 4 品目（エアコン・ブラウン管式テレビ・冷蔵庫・洗濯機）を排出禁止物に指定

14
- ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
- ・使い捨てライター分別収集開始
- ・（新）新港清掃工場稼動（405ｔ/日）

15
- ・可燃ごみの月曜祝休日収集を開始
- ・ごみ減量のための「ちばルール」策定

16
- ・ごみ減量のための「ちばルール」行動協定締結
- ・集団回収未実施地域で古紙・布類分別収集を開始
- ・冷凍庫が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
- ・粗大ごみ及び不燃ごみのうち、家庭用パソコン（デスクトップ型及びノートブック型）の収集を終了

17
- ・千葉市震災廃棄物処理計画策定
- ・不燃・有害ごみの収集を全面委託
- ・各清掃工場と各環境事業所に「古紙回収庫」を設置（計 6 か所）
- ・中央区全域で古紙・布類分別収集を開始

18
- ・全市域で古紙・布類分別収集を開始

19
- ・市役所、若葉区役所、緑区役所に「古紙回収庫」を増設（累計 9 か所）
- ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
- ・「焼却ごみ 1/3 削減」推進のための普及・啓発を開始
- ・生ごみ分別収集モデル事業を開始
- ・一般廃棄物処理手数料を改定

20
- ・「古紙回収庫」を増設（累計 18 か所）

21
- ・液晶テレビ、プラズマテレビ、衣類乾燥機が家電リサイクル法の特定家電品目に追加されたため、排出禁止物に指定
- ・家庭ごみの収集体制を見直し、可燃ごみを週 3 回から週 2 回、古紙・古布の収集を月 2 回から週 1 回に変更
- ・「古紙回収庫」を増設（累計 20 か所）
- ・北谷津清掃工場 1 号炉廃止

22
- ・生ごみ減量処理機の補助制度を改正し、補助金の上限引き下げ等を実施
- ・千葉市震災廃棄物処理計画改定

23
- ・新港清掃工場において、長期責任型運営維持管理事業を開始
- ・ごみ分別・排出指導制度の運用開始
- ・資源物持ち去り禁止の命令・罰則の運用開始

24
- ・千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画改定
- ・生ごみ分別収集特別地区事業を開始
- ・ごみ減量のための「ちばルール」改定

25
・家庭ごみ手数料徴収制度の導入
・使用済小型家電の拠点回収を実施（21 品目、12 か所）
26
・焼却ごみ１／３削減達成
27
・剪定枝等循環システムモデル事業を２つの町内自治会単位で実施
・使用済小型家電回収拠点数の増加（累計２６か所）
28
・一般廃棄物処理手数料を改定
・剪定枝等循環システムモデル事業を拡大し、中央区全域で実施

２．１．５　中間処理施設・最終処分場

（１） 清掃工場

昭和 52 年 12 月から北谷津清掃工場が、平成 8 年 11 月から北清掃工場が、また、平成 14 年 12 月から新港清掃工場が稼働しており、３清掃工場体制となっていますが、老朽化の著しい北谷津清掃工場を平成 28 年度末に停止し、平成 29 年度から３用地２清掃工場運用体制に移行します。

清掃工場では焼却により発生した余熱で蒸気を発生させ、発電を行い、工場内の電力をまかなうほか、アクアリンクちばや温水プール、いきいきプラザ等の場外施設に電力、蒸気、温水を供給するなど、余剰エネルギーを有効に活用しています。

（２） リサイクルセンター

平成 7 年 4 月より稼動している新浜リサイクルセンターでは、資源物、不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみの選別や破砕等の中間処理を行い、再資源化を行っています。

資源物のうち、びんは色別に搬入され、まだ利用できる生きびんの抽出や異物を取り除いた後、再資源化を行っています。また、缶は材質により選別した後に再資源化を行っています。また、ペットボトルは、再資源化を行う民間事業者に引き渡すために一時保管を行っています。

不燃ごみ、粗大ごみは破砕、減容した後、鉄類の選別回収を行っています。

有害ごみは、無害化処理を行う民間事業者に引き渡すために一時保管を行っています。

（３） 最終処分場

平成 14 年 3 月に完成した新内陸最終処分場では不燃ごみや焼却灰を埋立しています。市内にある受け入れ可能な一般廃棄物の最終処分場はこの処分場だけです。焼却灰の溶融スラグ化を進めることにより埋立て量を減らすことで、延命化を図っていますが、新たな最終処分場の確保が困難であることから、清掃工場の更新に伴い、溶融スラグ化する焼却灰の量を増やすなどして最終処分量を引き下げ、さらなる延命化を図ることが必要な状況です。

表 ２-３　処理施設一覧

［清掃工場］

	①　新港清掃工場	②　北谷津清掃工場	③　北清掃工場
所在地	美浜区新港 226－1	若葉区北谷津町 347	花見川区三角町 727－1
竣工年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 10 月
稼動年月	平成 14 年 12 月	昭和 52 年 12 月	平成 8 年 11 月
処理対象	可燃ごみ、可燃粗大、 破砕可燃	可燃ごみ、破砕可燃	可燃ごみ、可燃粗大、 破砕可燃
処理能力	405ｔ/日 （135ｔ/日×3 基）	300ｔ/日 （150ｔ/日×2 基）	570ｔ/日 （190ｔ/日×3 基）
灰処理	灰溶融設備　36ｔ/日 溶融飛灰：固形化処理	飛灰：固形化処理	飛灰：固形化処理
余熱利用	【電力・蒸気】 アクアリンクちば 【蒸気】 周辺民間企業 2 社	【温水】 北谷津温水プール、 若葉いきいきプラザ	【電力・蒸気】 こてはし温水プール、 花見川いきいきプラザ

［リサイクルセンター］

	④　新浜リサイクルセンター
所在地	中央区新浜町 4
竣工年月	平成 7 年 3 月
稼動年月	平成 7 年 4 月
処理対象	資源物、粗大ごみ、不燃ごみ
処理能力	220ｔ/5h 破砕設備：125ｔ/5h、 資源選別設備：95ｔ/5h （缶 50ｔ、びん 45ｔ）

［最終処分場］

	⑤　新内陸最終処分場
所 在 地	若葉区
完成年月	平成 14 年 3 月完成
埋立開始年月	平成 12 年 9 月一部供用
埋立容量	939,000m^3
埋立対象	不燃ごみ、破砕不燃残さ、 焼却残さ

注）図中の番号は前頁の施設番号を示す。

図　２－９　処理施設一覧

２．１．６　ごみ処理原価（ごみ処理費用）

市のごみ処理原価は、平成 22 年度以降は概ね横ばい傾向にあり、平成 27 年度は、約●●百万円となっています。

また、ごみ量 1 トンあたりの処理費用は、平成 22 年度は 50,004 円でしたが、平成 27 年度は●●円となっています。

さらに、市民一人あたりの処理費用は、平成 22 年度は 9,283 円でしたが、平成 27 年度は●●円となっています。

家庭ごみ手数料徴収制度の実施により、ごみ量が大きく削減されたため、ごみ量１トンあたりの処理費用は平成 26 年度以降に増加し、市民一人あたりの処理費用は概ね横ばい傾向にあります。

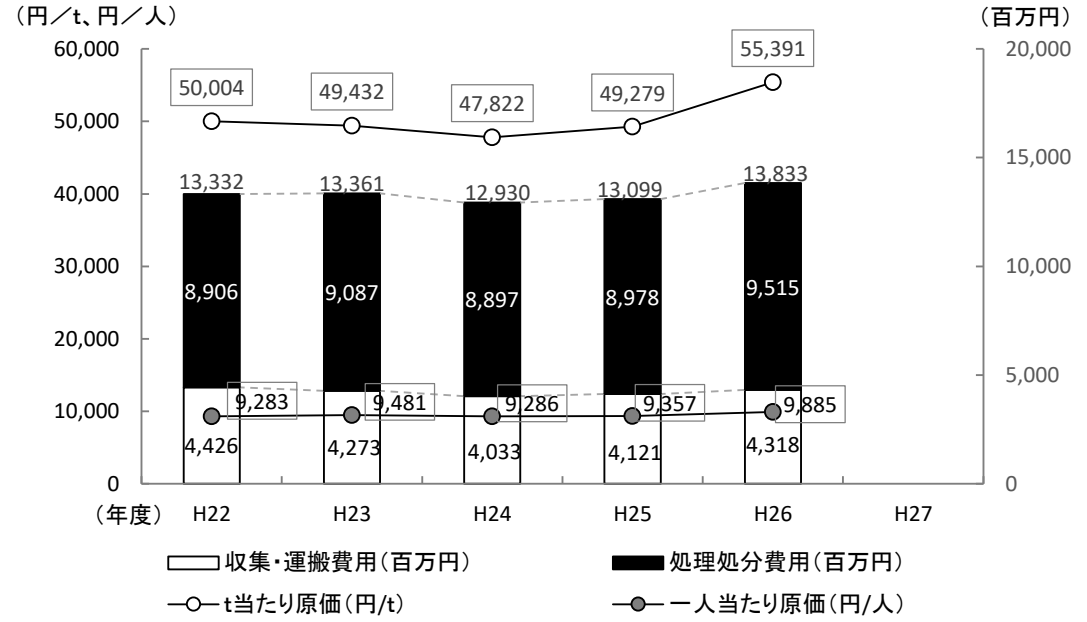

＊ごみ処理原価：ごみの処理にかかった費用のことであり、環境省の一般廃棄物会計基準（管理費を含む）により算出。

図　２－１０　ごみ処理原価の推移

２．１．７　温室効果ガス排出量

市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値、以下同じ。）は平成 27 年度で約●●トンです。

このうち３清掃工場での焼却処理に伴う温室効果ガス排出量は約●●トンで、排出量全体の約●●%を占めています。

＊１　排出量の算出は、「地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総量算定方法ガイドライン」（平成２３年１０月環境省）による。

＊２　３清掃工場の温室効果ガス排出量は、廃プラスチック焼却に伴う排出量から、発電等の余熱利用による回避分を差し引いた値である。

＊３　温室効果ガス排出量は、二酸化炭素排出量のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の排出量についても二酸化炭素排出量に換算したうえで加算し、算出している。なお、本計画における「ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量」とは、排出量が大きく、かつ、正確に把握可能である、焼却処理に伴う排出量を算出対象としている。

図　2-１１　温室効果ガス排出量（市排出分）

図　2-１２　（参考）千葉市における温室効果ガス排出量（平成●年度）

２．１．８　前計画の目標に対する進捗状況

平成 24 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」では、「総排出量」、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」、「温室効果ガス排出量」の５つの項目を数値目標として掲げ、平成 33 年度の目標達成を目指しており、各項目の進捗状況を表２－４に示します。

５つの計画目標値のうち、「総排出量」と「温室効果ガス排出量」については、平成 26 年度の計画目標値を達成しています。

それ以外の項目については、平成 26 年 2 月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度の効果により、平成 26 年度の「焼却処理量」、「最終処分量」は大きく削減されましたが、「再生利用率」とともに計画目標値を達成できませんでした。

なお、５つの数値目標それぞれの推移と目標に対する進捗状況のグラフを次頁以降に示します。

表 ２－４　前計画の目標に対する進捗状況

		H22	H23	H24	H25	H26	H27		H28（中間年）	H33（目標年）
総排出量（トン）	実績	381,979	383,816	385,652	384,659	369,127				
	計画			385,434	387,967	378,608			372,000	364,000
焼却処理量（トン）	実績	267,229	265,191	264,640	262,580	250,531				
	計画			286,114	267,578	247,566			227,000	220,000
再生利用率（%）	実績	30.8	30.8	31.6	32.3	33.4				
	計画			33.3	34.1	37.7			42.0	43.0
最終処分量（トン）	実績	22,335	29,576	30,856	25,486	20,972				
	計画			22,198	21,310	19,403			18,000	17,000
温室効果ガス排出量（トン）	実績	118,098	99,619	98,610	94,344	91,281				
	計画			118,489	118,252	101,124			86,000	83,000

※　平成 24 年度から平成 25 年度にかけて総排出量の計画値が約 2,500 トン増加している理由は、人口増に加えて、古紙・布類等の資源化の増加を見込んでいたため。

※　平成 24 年度から平成 26 年度にかけて温室効果ガス排出量の計画値を達成している理由は、プラスチック製包装容器の再資源化は未実施であるものの、焼却ごみ量に占めるプラスチック類の割合が減少したこと等による。

（１） 総排出量

総排出量の実績値と前計画の目標値を図 ２－１３に示します。

平成 27 年度実績で●●トンとなっており、平成 28 年度の中間目標の達成まで、●●トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで●●トンのさらなる減量が必要な状況です。

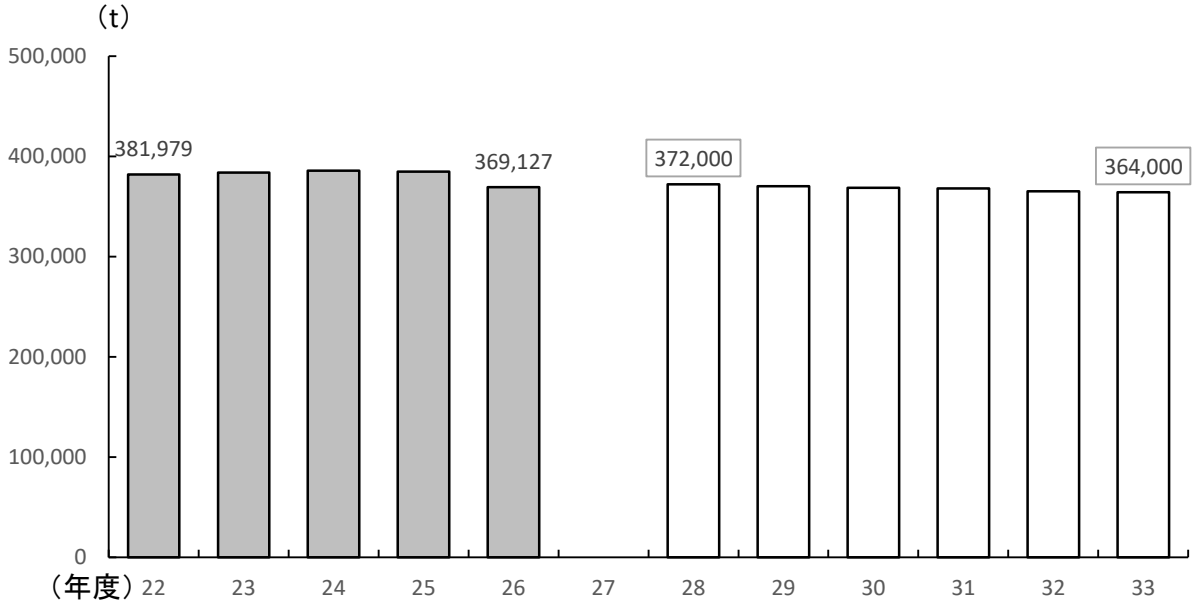

図 ２－１３　総排出量の達成状況

（２） 焼却処理量

焼却処理量の実績値と目標値を図 ２－１４に示します。

平成 27 年度実績で●●トンとなっており、平成 28 年度の中間目標の達成まで、●●トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで●●トンのさらなる減量が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったことが挙げられます。

なお、平成 19 年 3 月に策定した「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」で掲げた「焼却ごみ 1/3 削減」の計画値である焼却処理量 254,000 トンは、平成 26 年度に達成しています。

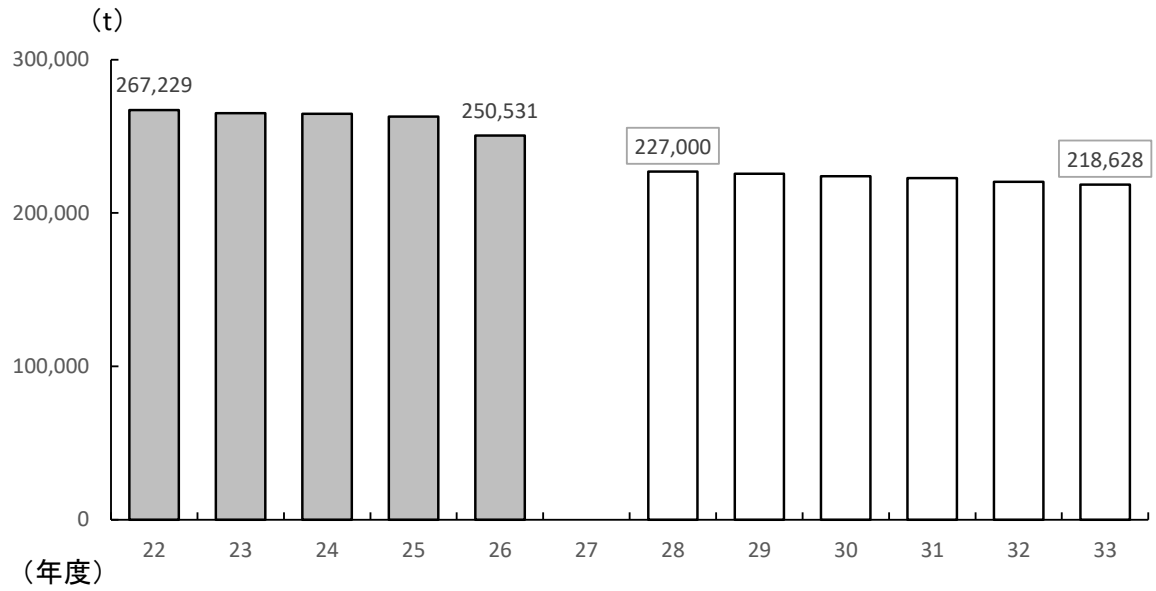

図　２－１４　焼却処理量の達成状況

（３） 再生利用率

再生利用率の実績値と目標値を図　２－１５に示します。

平成 27 年度実績で●●％となっており、平成 28 年度の中間目標の達成まで、●●％、平成 33 年度の長期目標の達成まで●●％のさらなる向上が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったこと、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により、焼却灰の資源化量が少なくなったことが挙げられます。

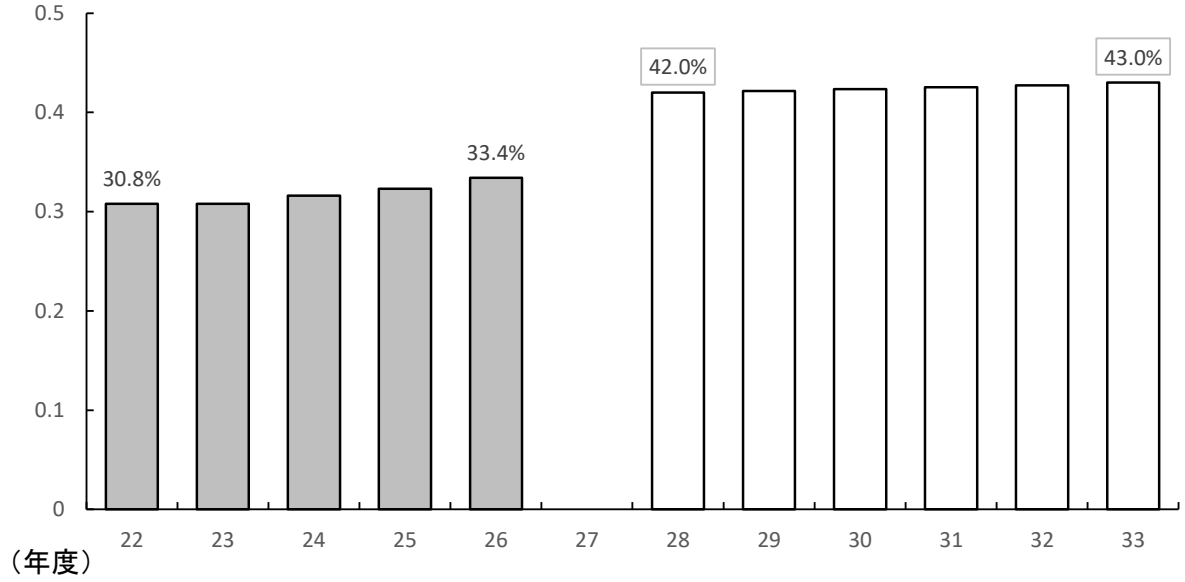

図　２－１５　再生利用率の達成状況

$$再生利用率 = \frac{再生利用量}{総排出量} \times 100$$

※再生利用量：家庭系資源物収集量、集団回収量、古紙回収庫回収量、小型家電拠点回収量、
事業系資源物回収量、不燃ごみ・粗大ごみの破砕後資源化量、
有害ごみ等資源化量、焼却灰資源化量（民間施設におけるｴｺｾﾒﾝﾄ化を除く）
の合計

なお、他市との比較では、平成 22 年度から 26 年度（最新）まで５年連続して、本市は人口 50 万人以上の自治体の中で、再生利用率が全国第１位となっています。

表 ２－５　人口 50 万人以上の再生利用率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
第 1 位	**千葉市 (30.8%)**	**千葉市 (30.8%)**	**千葉市 (31.4%)**	**千葉市 (32.3%)**	**千葉市 (33.4%)**
第 2 位	北九州市 (29.0%)	八王子市 (30.3%)	新潟市 (26.9%)	新潟市 (27.2%)	新潟市 (27.8%)
第 3 位	名古屋市 (27.9%)	名古屋市 (27.5%)	八王子市 (26.9%)	八王子市 (26.4%)	横浜市 (26.4%)

出典）一般廃棄物処理実態調査（平成２６年度　環境省）

（４） 最終処分量

再生利用率の実績値と目標値を図 ２－１６に示します。

平成 27 年度実績で●●トンとなっており、平成 28 年度の中間目標の達成まで、●●トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで●●トンのさらなる減量が必要な状況です。未達成となっている主な理由としては、計画上、実施予定であった「プラスチック製容器包装の再資源化」、「剪定枝等の再資源化」、「生ごみ再資源化の拡大」が未実施であったこと、東日本大震災の影響による民間エコセメント施設の稼働停止により、焼却灰の資源化量が少なくなったことが挙げられます。ただし、平成 26 年 2 月から実施した家庭ごみ手数料徴収制度による焼却処理量の減少の効果もあり、平成 27 年度の計画値と実績値の乖離度合いが小さくなりました。

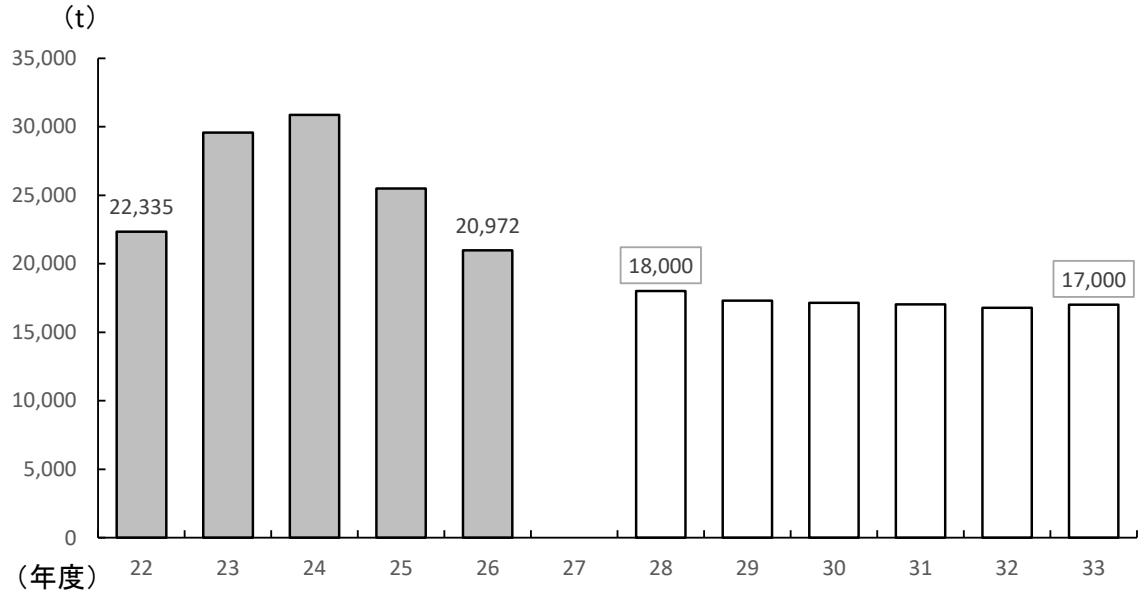

図 ２－１６　最終処分量の達成状況

（５） 温室効果ガス排出量

温室効果ガス排出量の実績値と目標値を図　２－１７に示します。

平成 27 年度実績で●●トンとなっており、平成 28 年度の中間目標の達成まで、●●トン、平成 33 年度の長期目標の達成まで●●トンのさらなる削減が必要な状況です。

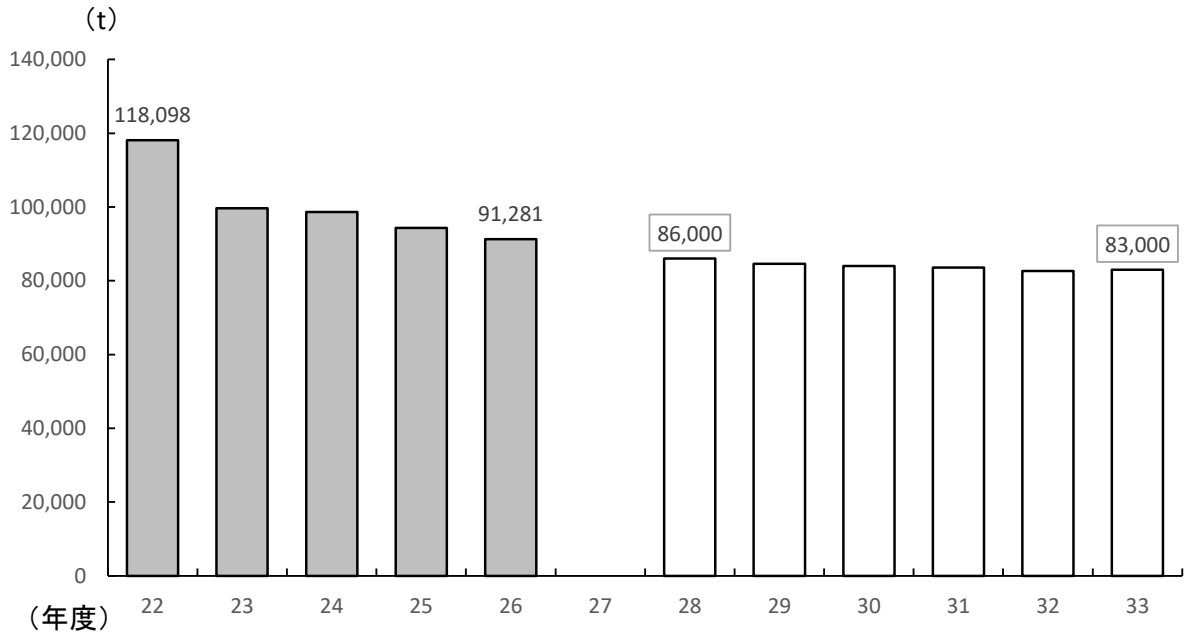

図　２－１７　温室効果ガス排出量の達成状況

２．２　ごみ処理の課題

２．２．１　個別事業の課題

市では、ごみの減量と再資源化の推進のため、前計画の施策展開として位置付けている２７の個別事業により各種の施策を展開してきました。

具体的には、「ちばルール」協定店の拡充や取組みＰＲ、「へらそうくんルーム」や「中学校古紙分別収集隊」など年齢層に応じた啓発事業の実施、生ごみ減量処理機及び肥料化容器購入費助成の拡充、家庭ごみ手数料徴収制度の導入、使用済小型家電の拠点回収に加え、減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化、清掃工場での事業所ごみ搬入時の搬入物検査の実施など、様々なごみ減量・再資源化の推進に取り組んできました。

その結果、２．１．８　に示したとおり、「総排出量」と「温室効果ガス排出量」については、平成 26 年度実績で、同年度の計画値を達成している状況ですが、「焼却処理量」、「再生利用率」、「最終処分量」は未達成のため、計画値の達成に向け、前計画の２７の個別事業について課題を整理しました。

２７事業のうち、未実施の主な事業としては、以下の①～③の３事業が挙げられます。

①　剪定枝等の再資源化の推進

剪定枝等の“大きな”循環システムについては、平成 27 年 5 月から実施している「剪定枝等循環システムモデル事業」の効果を検証し、市の収集により全市で実施することとします。事業の実施にあたっては、枝、葉、草ごとの処理コストを踏まえ、最適な再資源化システムの構築を検討する必要があります。

また、地域で取り組む剪定枝等の“小さな”循環システムについては、市の収集による全市展開を行った場合には、実施しても大きな効果を見込めないことから、計画には位置づけないこととしますが、落ち葉の堆肥化などに取り組んでいるＮＰＯ法人等の関係団体の活動については、焼却ごみ削減とバイオマス資源の有効活用を図るとともに、市民の自発的な活動を促進する効果が期待できることから、今後も支援を継続する必要があります。

さらに、事業系剪定枝等についても、民間再資源化施設への搬入を誘導することなどにより、再資源化を推進する必要があります。

なお、財源に限りがあることなどを踏まえ、他の施策と比較して費用対効果の高い剪定枝等の再資源化を優先的に実施する必要があります。

②　プラスチック製容器包装の再資源化の推進

平成 22 年度より実施予定でしたが、焼却処理量の削減や温室効果ガス排出量の削減に寄与する反面、収集・再資源化に多くの費用がかかることから、実施していません。現在、国による法制度の改正が検討されており、改正が行われたとしても、市町村の大幅な費用負担の軽減等がない限り、費用対効果の点で大きな問題があることから、国の動向を注視していく必要があります。

また、リサイクルに適した単一素材プラスチックの拠点回収等による再資源化については、平成 27 年度に実施した持ち込み回収の実証事業の状況などを踏まえ、効率的な実施方法等について検討を行う必要があります。

③　生ごみの再資源化の推進

現在、家庭系生ごみの分別収集は、特別地区事業として４地区において実施しています。焼却処理量の削減に寄与しますが、家庭系生ごみの分別収集特別地区事業の段階的な拡大については、市内の民間処理施設が拡充計画を実施しても処理能力が不足し、市が生ごみ資源化施設を整備することも難しく現実的でないことから、生ごみ対策を抜本的に考え直す必要があります。

家庭系生ごみは、焼却ごみの約４割を占めており、さらなる減量・再資源化の対象として積極的に対策を講じるべきであり、各家庭で取り組める新たな事業を実施するなど、発生抑制に向けた普及啓発を強化する必要があります。

また、事業系生ごみも焼却ごみの約４割を占めており、発生抑制や再資源化の促進を図るため、排出事業者に対する啓発や支援を行うとともに、食品リサイクル対応の民間再資源化処理施設へ誘導する必要があります。

２．２．２　次期計画に求められる重点課題

現在、未実施である 2.2.1 の①から③の３事業については、費用対効果等を勘案して事業内容の見直しを行い、実効性の高い内容とし、焼却ごみの削減と再生利用率の向上を目指していく必要があります。

加えて、既存事業の拡充や新規事業の実施によってさらなる減量・再資源化を目指すとともに、清掃工場等の整備を計画的に進めていくことで、３用地２清掃工場運用体制による安定的かつ継続した処理体制を確立することが求められます。

第３章　基本理念・基本方針

３．１　基本理念等の位置づけ

基本理念・基本方針の位置づけは、以下のとおりとします。

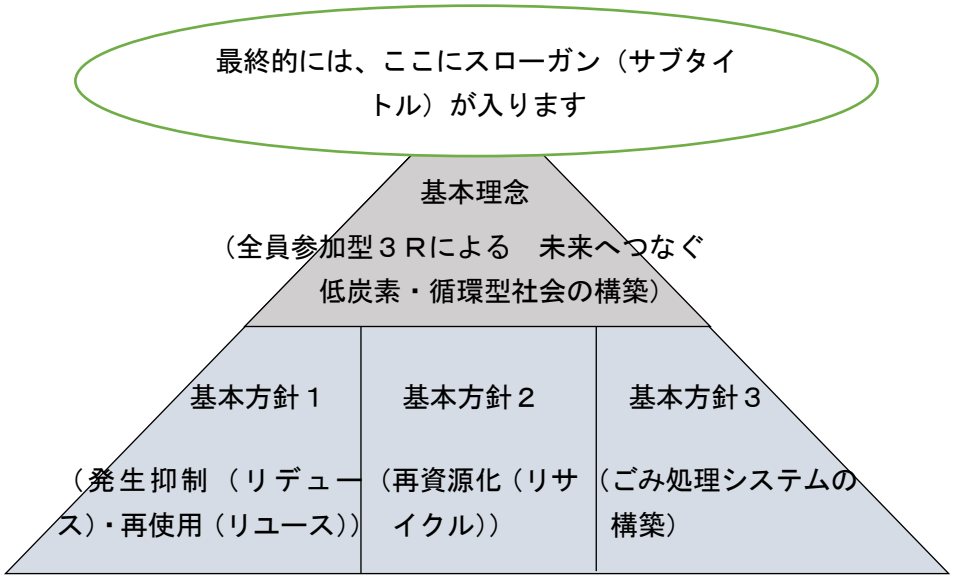

図　3－1　基本理念及びスローガン・基本方針の構造

基本理念を達成するための基本方針は、前計画の構造を踏襲し、「発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）」「再資源化（リサイクル）」「ごみ処理システムの構築」の３つから構成し、それぞれの基本方針に向けた具体事業を立案・実施していくこととします。

３．２　基本理念

国は「第３次循環型社会形成推進基本計画」等において、低炭素社会を考慮した循環型社会の形成のため、国民、行政、事業者、ＮＰＯ等の多様な主体が、それぞれの役割を果たしていく必要があるとしており、とりわけ、３Ｒの中でもリサイクルより優先順位の高い２Ｒ（リデュース・リユース）の取組みを優先する社会システムの構築を目指すこととしています。

また、国は、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理についても迅速かつ適切に対応できるよう、廃棄物処理システムの強靭化について掲げています。

一方、本市の状況としては、平成 19 年度から取り組んできた「焼却ごみ 1／3 削減」の目標を達成したことから、今後は、３用地２清掃工場運用体制による安定的かつ継続的なごみ処理を図るとともに、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現のため、一層のごみ減量・再資源化を推進し、長期的視点によるごみ処理施設を整備する必要があります。

このような状況を踏まえ、市民・事業者・市の３者が優先順位の高い２Ｒの取組みを優先しつつ、３Ｒに取り組むことにより、低炭素社会を考慮した循環型社会の構築を目指すことで、良好な環境と資源を引き継ぐ「持続可能な社会」を実現していくことを、最上位の目標として位置づける必要があることから、１５年間における本市の基本理念は以下のとおりとします。

基本理念	**全員参加型３Ｒによる　未来へつなぐ 低炭素・循環型社会の構築**

３．３　スローガン

今後検討致します。

３．４　基本方針

基本理念の達成に向けて、本計画の内容を３つに分け、それぞれに基本方針を掲げ、それに従った個別の事業を展開していくこととします。

個別事業については、費用対効果を勘案しつつ、市民・事業者・市の３者が意欲的に取り組むことのできる事業を設定し、数値目標を達成するための道筋を示します。

また、費用対効果は、コスト面だけでなく、効果として、ごみ削減量に加え地球環境にやさしいことや３Ｒにつながることも評価し、１人あたりの排出量（減単位）を減らしていくことを目指します。

具体的な事業の立案にあたっては、ごみ減量・再資源化に向け、市民・事業者や業界団体の意見を聴きながら、市民、事業者、市の３者がそれぞれ何をすべきかをわかりやすく発信していきます。

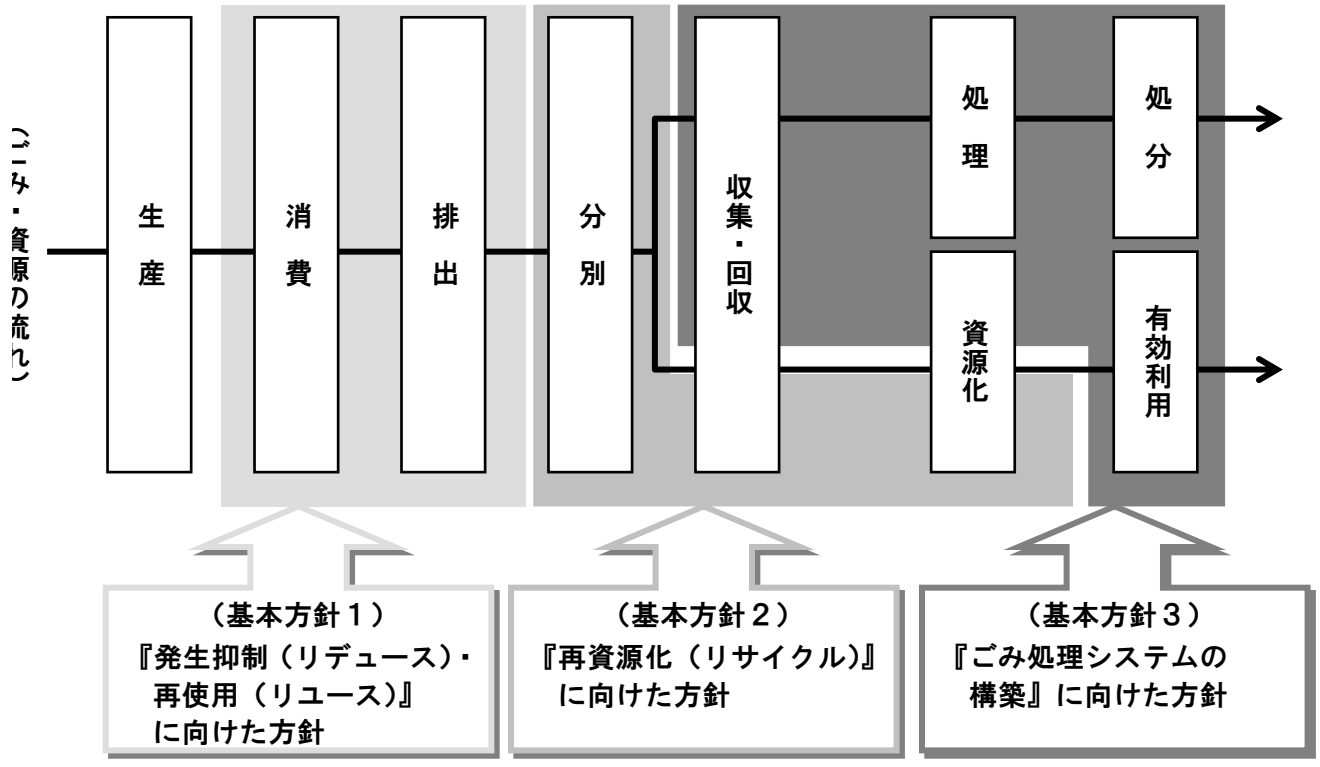

図　３－２　本計画の内容と各基本方針の領域

基本方針１	一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、２Ｒ（リデュース・リユース）を目指します。

３Ｒのうち優先すべき発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）をごみの排出者である市民・事業者に、ごみの減量に対する理解と関心を深め取組みを促すような啓発事業を推進し、ごみを出さない社会づくりが求められています。

年齢層や事業所種別など状況に見合ったきめ細やかな普及・啓発により、市民・事業者一人ひとりにごみ減量意識を浸透させ、さらなる２Ｒ（リデュース・リユース）の推進を図り、ごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立を目指していきます。

基本方針２	再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

３用地２清掃工場運用体制における安定的かつ継続的なごみ処理に向けた焼却ごみ量の削減を確実なものにするため施策を強化するとともに、焼却灰の量を少なくすることで最終処分場の延命化を図ることが重要です。

前計画では、「一歩先へ」をビジョンに、プラスチック製包装容器、剪定枝、生ごみ等、数多く再資源化対象を拡充することを目指しましたが、焼却ごみ 1/3 削減目標の達成や、人口 50 万人以上の自治体の中で再生利用率が全国第１位となっていることを踏まえ、本計画では、費用対効果等を勘案し未実施３事業の見直しを行うなど「再生利用率を高める効果的な再資源化」という現実重視の視点にシフトしていきます。

また、再資源化の推進においては、地域コミュニティや事業者との連携が不可欠であることから、市民・地域・事業者・行政の連携を強化するとともに、地域におけるごみ減量・再資源化を推進する人材の育成を目指していきます。

基本方針３	低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靭なごみ処理システムの構築を目指します。

低炭素・循環型社会に貢献するとともに、資源循環を含めた経済・効率性や安定・継続性に優れたごみ処理体制の構築に加え、国による災害廃棄物対策の考え方と整合を図り、大規模な自然災害等による膨大な災害廃棄物の処理等のリスクを回避できる強靭な処理システムの構築を目指していきます。

また、処理施設の整備にあたっては、廃棄物エネルギーを有効活用して、環境にやさしく、地球環境の向上に寄与できるような施設とするとともに、施設整備計画や整備費用について、市民にわかりやすく説明します。

第４章　計画フレームと数値目標

４．１　計画フレーム

４．１．１　計画期間

平成 27 年 12 月に策定した「千葉市一般廃棄物処理施設基本計画」との整合を図るため、図４－１に示すとおり、平成 29 年度からの１５年間を計画期間とします。

期間の区切りとしては、５年後の平成 33、38 年度を中間目標年度とし、平成 43 年度を目標年度とします。

なお、本計画は概ね５年ごとに見直すとともに、社会・経済情勢の大きな変化があった場合や、国や千葉県における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、随時見直しを行うものとします。

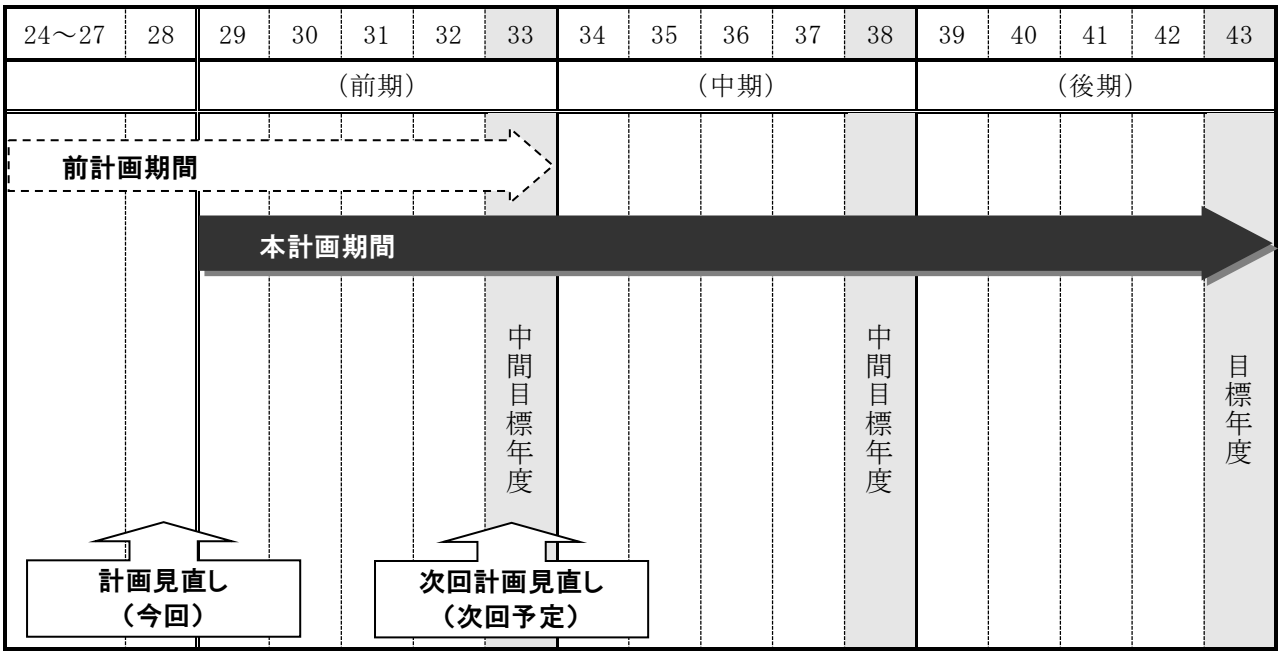

図　４－１　計画の期間

４．１．２　計画フレーム

将来のごみ量推計や施策展開による減量効果を勘案し、平成 33 年度、38 年度及び 43 年度のごみ処理指標の計画値を表４－１のとおりとします。

表 ４-１　計画フレーム

区分	単位	実績	計画		
		H27年度	H33年度	H38年度	H43年度
人口	（千人）		972	957	931
①総排出量	**（千t）**		**372**	**366**	**357**
	(g/人・日)		(1,047)	(1,047)	(1,047)
家庭系	（千t）		226	223	218
	(g/人・日)		(638)	(638)	(638)
事業系	（千t）		145	143	139
	(g/人・日)		(409)	(409)	(409)
②ごみ排出量	（千t）		249	245	239
	(g/人・日)		(1,047)	(1,047)	(1,047)
家庭系	（千t）		175	172	168
	(g/人・日)		(492)	(492)	(492)
事業系	（千t）		75	74	72
	(g/人・日)		(211)	(211)	(210)
③資源物回収量	（千t）		122	120	118
	(g/人・日)		(344)	(344)	(345)
家庭系	（千t）		52	51	50
	(g/人・日)		(146)	(146)	(146)
事業系	（千t）		70	69	68
	(g/人・日)		(198)	(198)	(198)
④焼却処理量	**（千t）**		**241**	**241**	**235**
	(g/人・日)		(680)	(690)	(689)
家庭系	（千t）		166	167	163
事業系	（千t）		75	74	72
⑤処理後再生利用量	（千t）		10	21	20
⑥再生利用量（③+⑤）	（千t）		132	141	138
⑦再生利用率(⑥/①)	**（%）**		**35**	**38**	**38**
⑧最終処分量	**（千t）**		**25**	**13**	**13**
⑨最終処分率（⑧/①）	（%）		7	4	4
⑩温室効果ガス排出量	**（千t）**		**84**	**83**	**78**

注１）表中の数値については、端数調整のため、合計等が一致しない場合がある。
注２）家庭系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋有害ごみ＋家庭系資源物（びん・缶・ペットボトル・古紙・布類・剪定枝）＋集団回収量＋粗大ごみ＋古紙回収庫回収量＋小型家電拠点回収量
注３）事業系ごみ：可燃ごみ＋不燃ごみ＋事業系資源物（古紙・布類・びん・缶・金属＋生ごみ＋剪定枝＋その他市が把握可能な資源物）
注４）再生利用率＝再生利用量（処理前再生利用量＋処理後再生利用量）÷総排出量×100
注５）処理後再生利用量＝破砕後資源化量＋焼却残渣資源化量
注６）温室効果ガス排出量：清掃工場における排出量及び売電等による回避量の合計
注７）表中の（　）は原単位（市民１人１日あたりの排出量）を示す。

なお、将来のごみ量については、将来人口の予測値が確定されていることから、家庭系ごみ・事業系ごみともに、人口動態に伴う排出量原単位の増加への対策を講じることにより、排出量原単位の実績がそのまま推移するものとして予測しました。

４．１．３　想定する事業効果

４．１．２の計画フレームについて、第５章　に示す各事業の、平成 43 年度における減量効果の計画値は表　４－２のとおりです。

表　４－２　想定する事業効果（平成 43 年度）

基本方針	事業分類	記号	具体事業	家庭系		事業系	
				発生抑制・再使用	再資源化	発生抑制・再使用	再資源化
1	ルール	1	ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大	○		○ ※現状維持	
	情報提供	2	３R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化	○		○ ※現状維持	
		3	発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進	○		○ ※現状維持	
	動機づけ	4	料金の見直しによるごみの排出抑制	○ ※現状維持	△	○ ※現状維持	△
		5	生ごみの排出抑制の推進	◎ 1,000			
	行動	6	国及び他自治体との連携				
		7	きれいなまちづくりの推進				
		8	不法投棄の防止				
		9	C－EMSによる市庁舎等における率先した3Rの推進			○ ※現状維持	
2	ネットワーク	10	市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援		△		△
	分別の徹底	11	ごみ排出ルールの遵守・指導徹底		○		
		12	事業所ごみの排出管理・指導の徹底			△ ※現状維持	◎
	分別の推進	13	多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進		○ ※現状維持		◎ 500
		14	剪定枝等の再資源化の推進		◎ 5,500		◎ 2,000
		15	生ごみの再資源化の推進		○ ※現状維持		◎ 2,800
		16	清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施			△ ※現状維持	◎
	分別の拡充	17	さらなる資源化品目の検討・推進施策				
3	収集運搬	18	収集運搬体制の合理化				
		19	ごみ出し支援サービスの実施				
	再資源化	20	民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築				
		21	焼却残渣の再生利用の推進				◎ 23,000
	焼却処理	22	焼却処理施設の長期的な運用計画の推進				
	最終処分	23	最終処分場の適正管理				
	システムの検討・構築	24	安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の計画・整備				
		25	安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の計画・整備				
		26	安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の計画・整備				
	適正処理困難物	27	適正処理困難物等の処理推進				

総排出量減量効果	合計	1,000	1,000				
焼却処理量減量効果	合計	11,800	1,000	5,500		5,300	
焼却・溶融残渣資源化効果	合計	23,000				23,000	

◎：直接的な効果を見込む事業　　○：他の事業との複合的な効果を見込む事業　　△：他の事業への間接的な効果を見込む事業

４．２　数値目標

４．２．１　数値目標の項目

本計画では、計画内容の全容を可能な限り網羅し、基本理念及び基本方針の計画内容の進捗状況を把握する指標として、以下の５項目を数値目標として掲げます。

これら５つの数値目標と計画範囲及び基本方針との関係を図　４－２に示します。

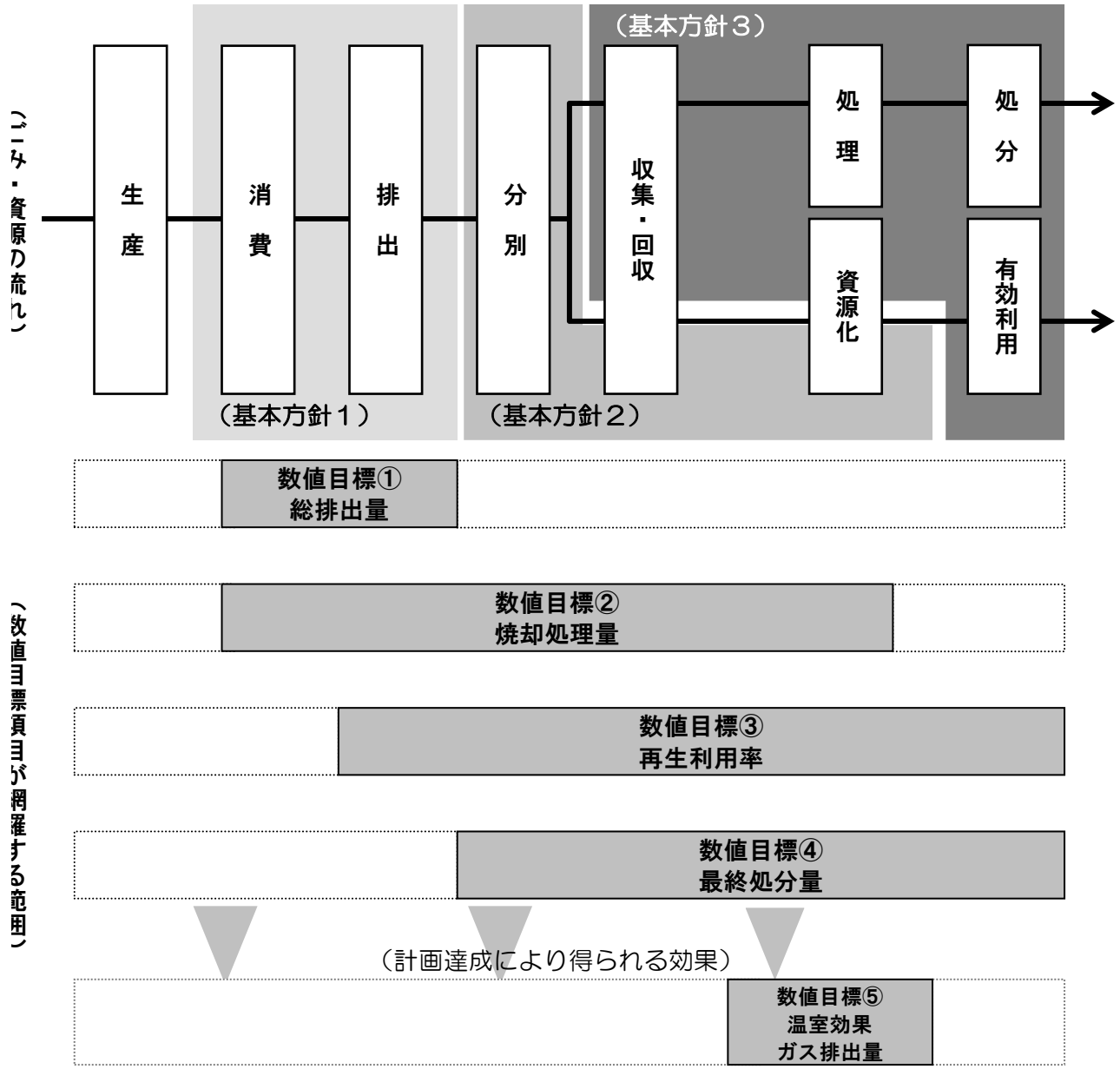

図　４－２　本計画の内容と数値目標項目の関係

４．２．２　数値目標達成のイメージ

前項に示した５つの目標について、平成 43 年度を目標年次として達成すべき具体的な数値目標を掲げます。

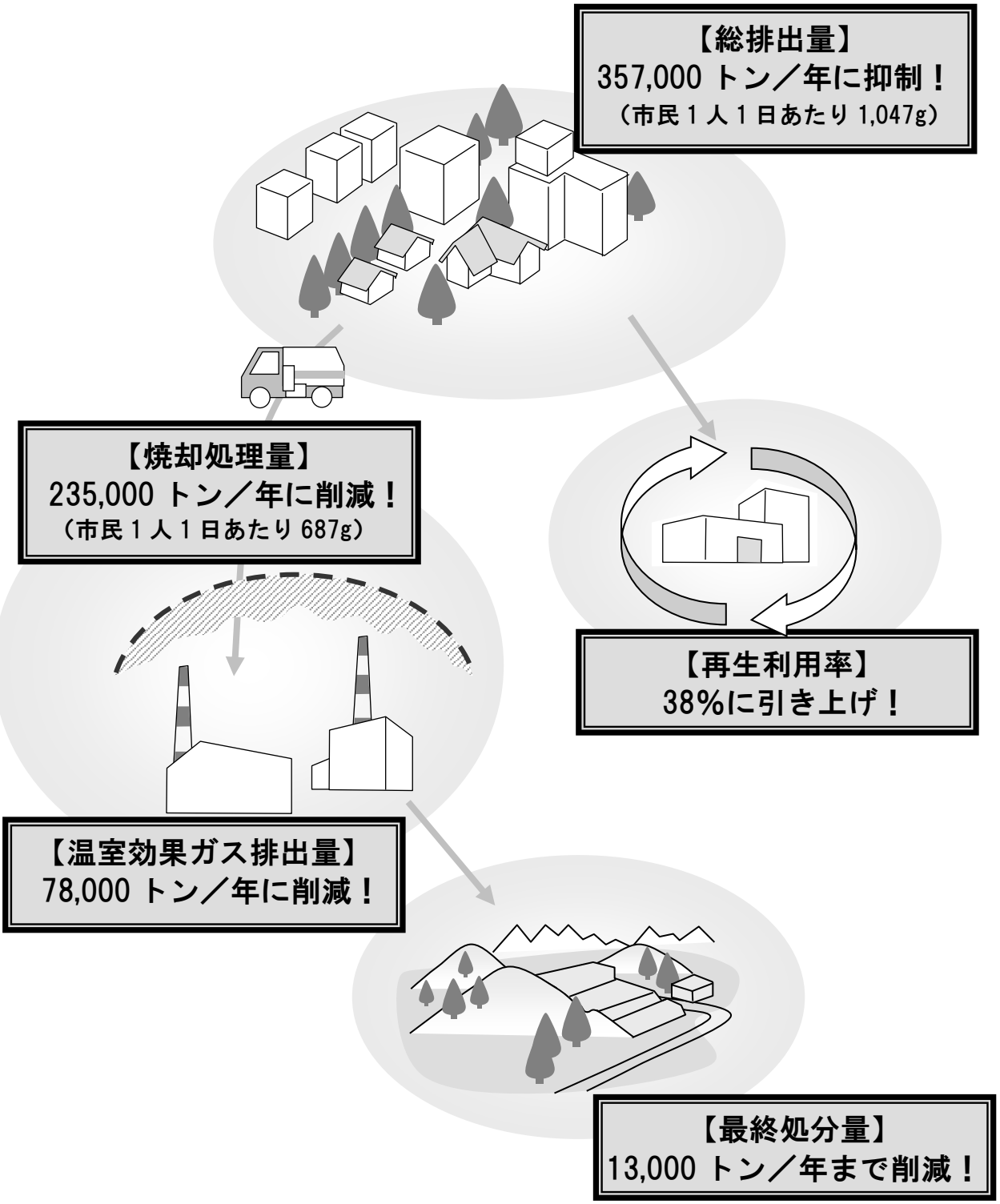

図　４－３　平成 43 年度の目標達成のイメージ

４．２．３　数値目標

数値目標１　総排出量

平成 43 年度の総排出量を　357,000 トン以下　に抑制します。

（市民１人１日あたり 1,047g）

（平成 27 年度は●●g）

循環型社会の実現のためには、まずリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）に取り組み、ごみを作らない・出さない環境づくりを推進することが重要です。

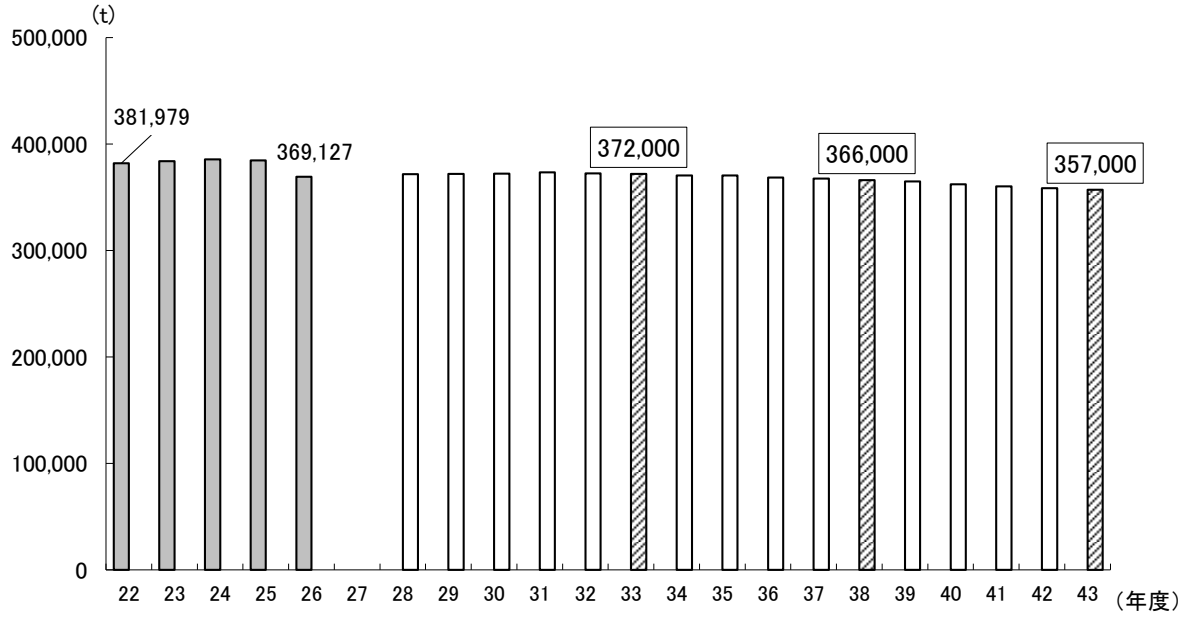

図　４－４　数値目標１（総排出量）

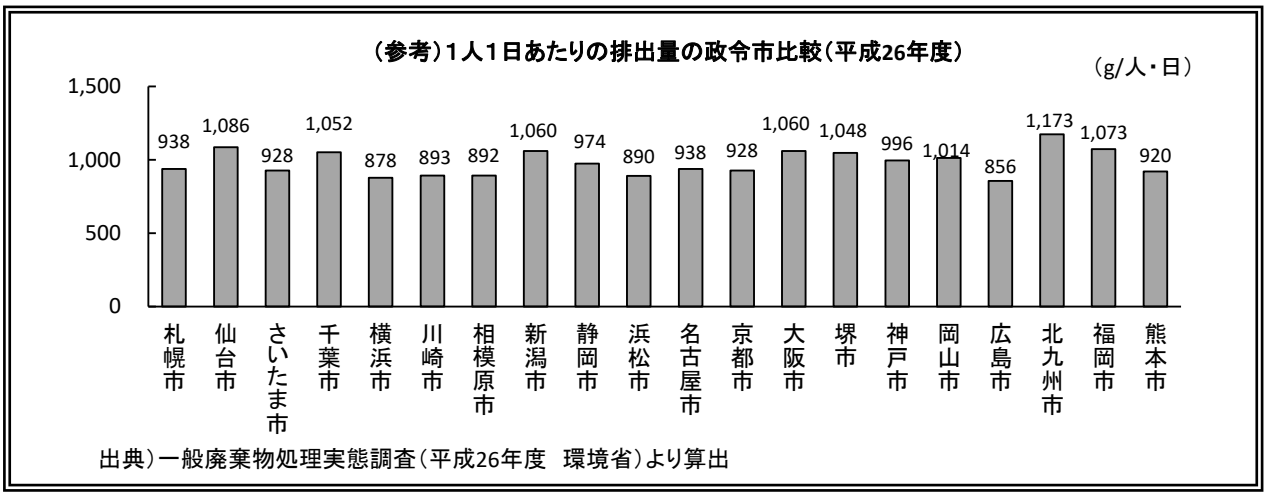

数値目標２　焼却処理量

平成 43 年度の焼却処理量を　235,000 トン以下　に削減します。

（市民１人１日あたり 687g）

（平成 27 年度は●●g）

３用地２清掃工場運用体制へ移行した後に安定的・継続的な処理を実現するためには、３Ｒの取り組みを一層推進し、焼却処理量を削減することが重要です。

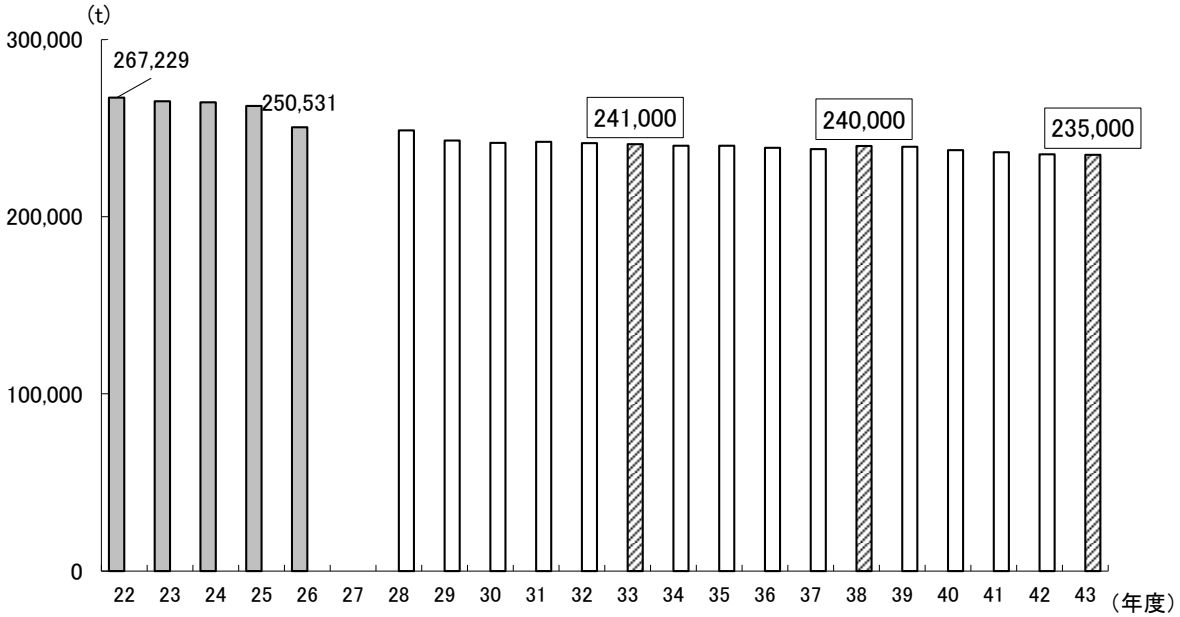

図　４－５　数値目標２（焼却処理量）

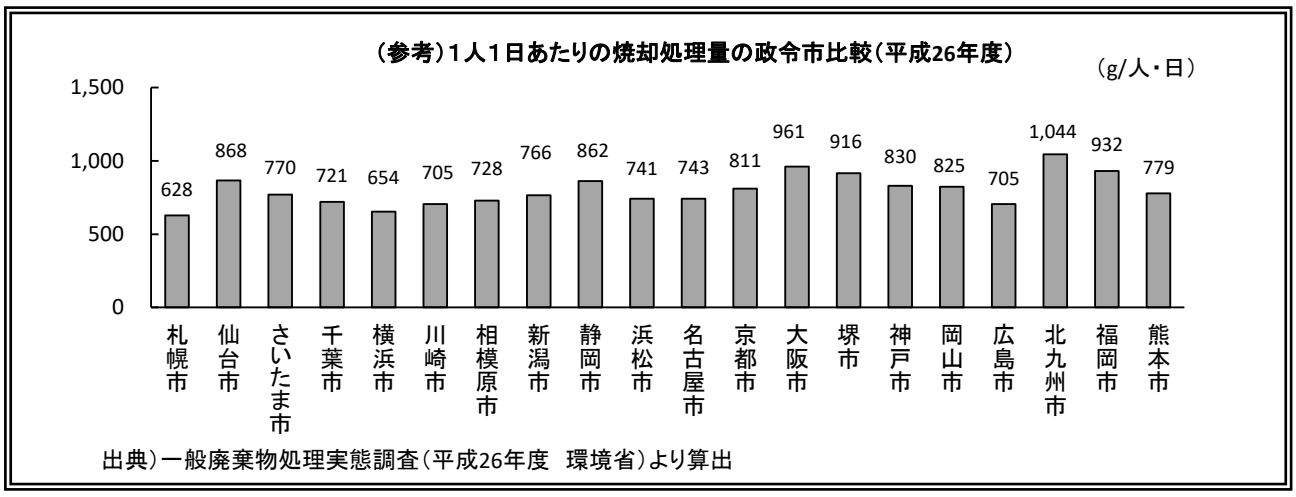

数値目標３　再生利用率

平成 43 年度の再生利用率を　38%以上　に引き上げます。

不用品を再び資源として活用することで、新たな資源の消費を抑制し、環境負荷の軽減につなげることが重要です。

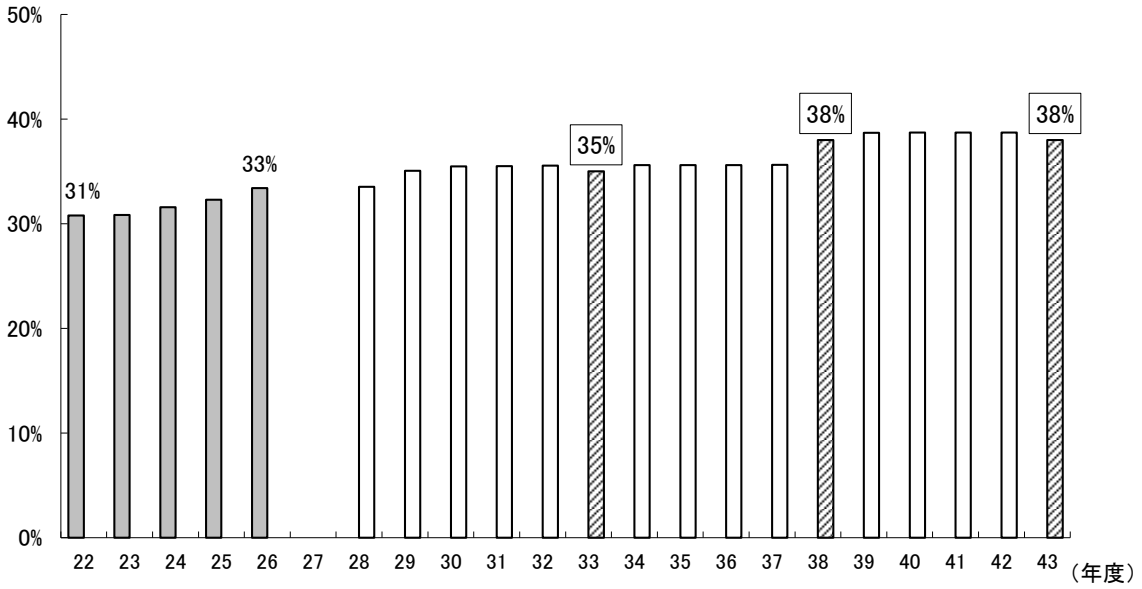

図　４－６　数値目標３（再生利用率）

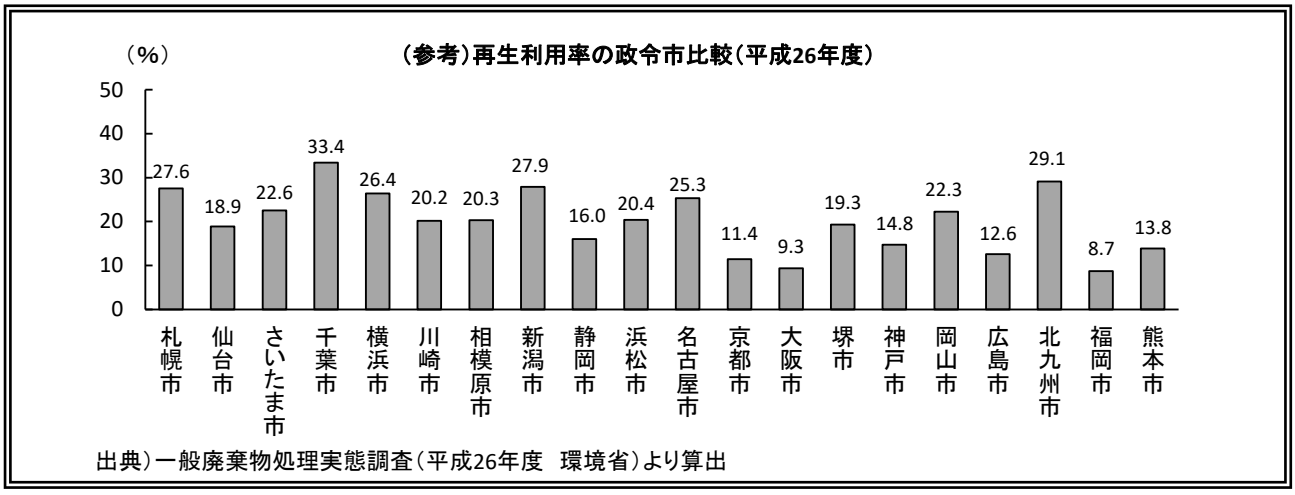

数値目標４　最終処分量

平成 43 年度の最終処分量を　13,000 トン以下　に削減します。

ごみの減量･再資源化を進めるとともに、焼却灰の溶融スラグ化等を行った結果、最終処分量は着実に減少してきましたが、現在受け入れ可能な最終処分場は新内陸最終処分場一つであり、延命化を図っていく必要があります。

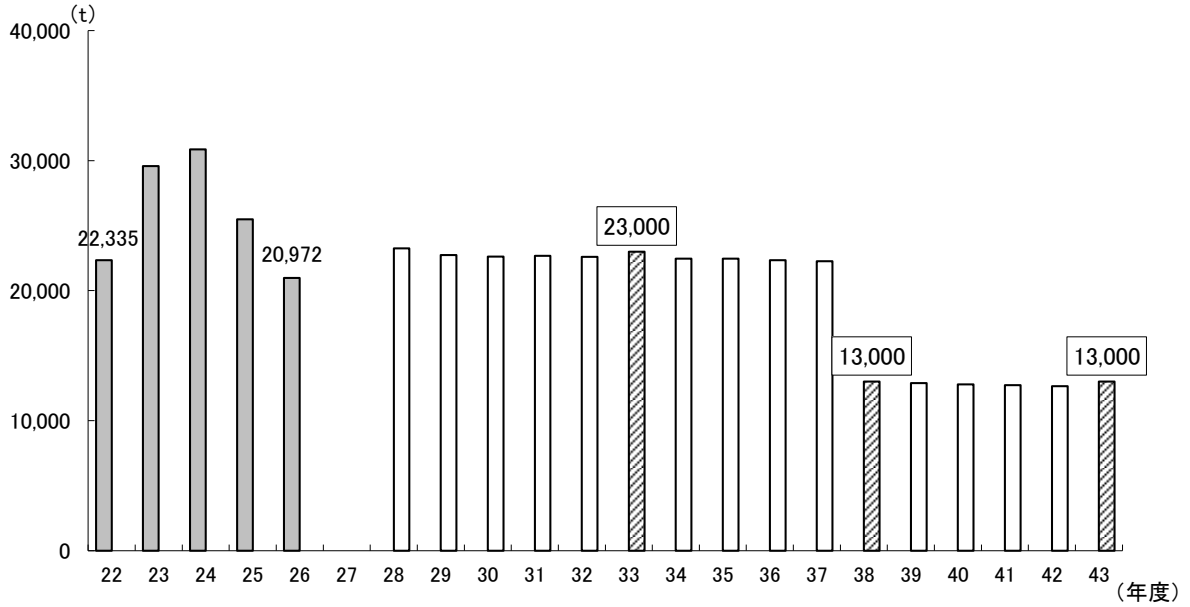

図　4－7　数値目標４（最終処分量）

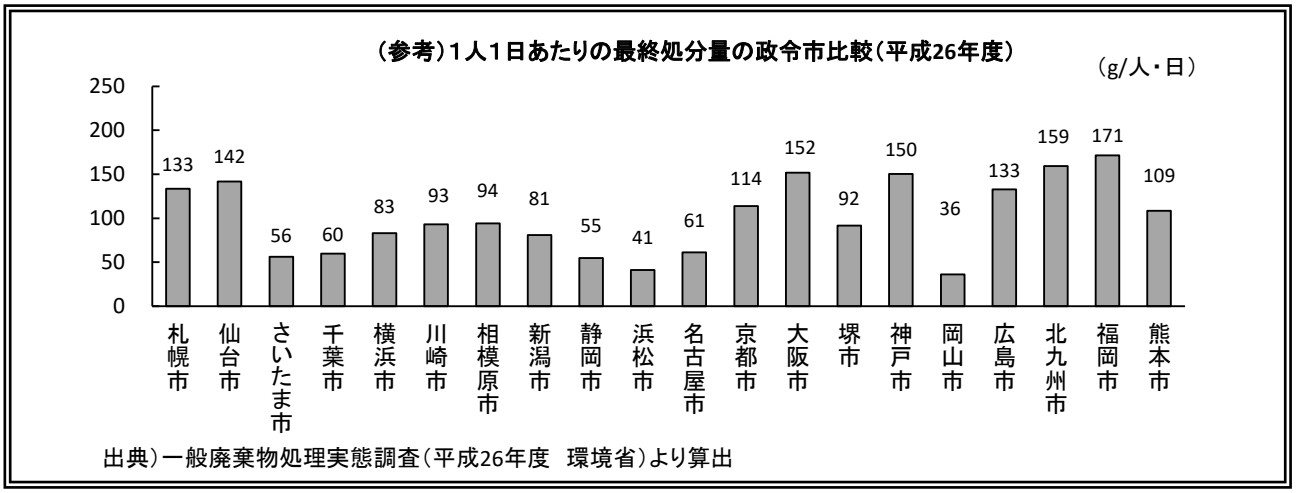

数値目標５　温室効果ガス排出量

平成 43 年度の温室効果ガス排出量を　78,000 トン以下　に削減します。

市の施設から排出された温室効果ガスのうち、約●割を清掃工場からの排出で占めることから、排出量を削減し、低炭素社会を考慮した循環型社会の実現を目指します。

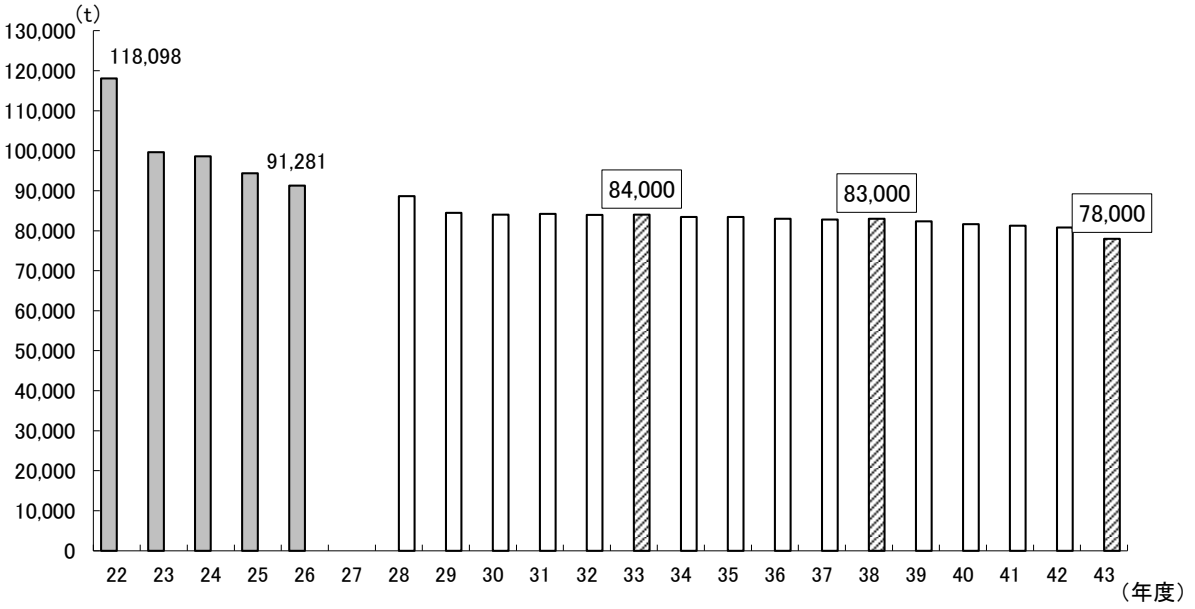

図　４－８　数値目標５（温室効果ガス排出量）

４．２．４　ごみ減量の内訳

（１）家庭系ごみの排出抑制・分別資源化

本計画の達成に向け、平成 43 年度の家庭系ごみの１人１日あたりの排出量を以

下のように設定します。

① 市民１人ひとりの排出抑制の努力で平成 26 年度に対し、約 3g 削減します。

② 現在ごみとして排出されている剪定枝を新たに資源物として収集することで、平成 26 年度に対し、ごみを 16g 削減します。

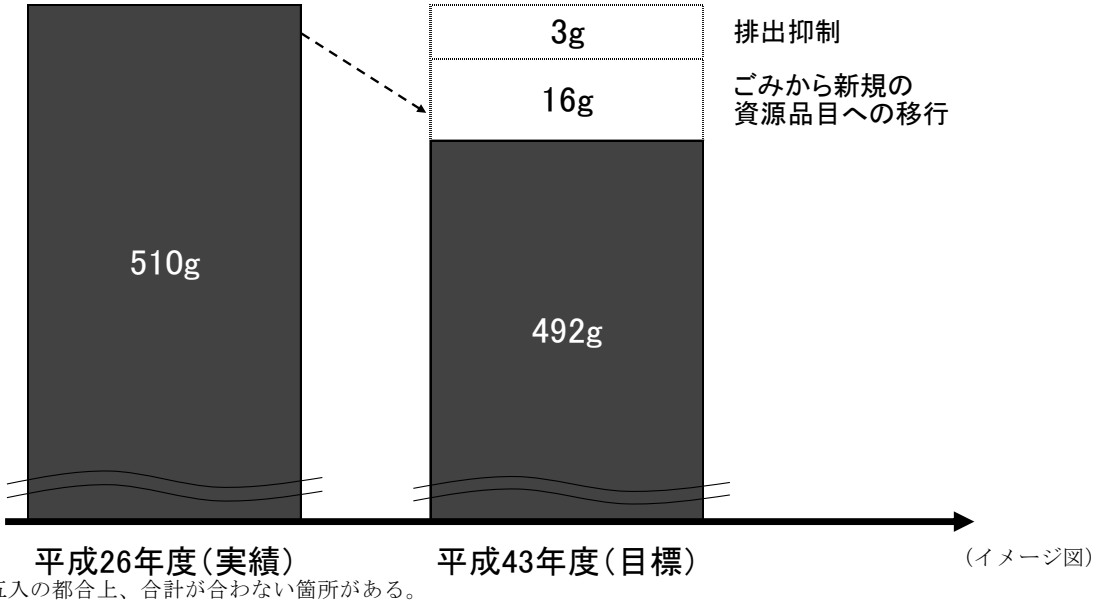

注）四捨五入の都合上、合計が合わない箇所がある。

図 ４－９　１人１日あたりの家庭系ごみ排出原単位の推移設定

（参考）市民の目標達成に向けた行動の例

①　排出抑制

例）生ごみの水切り　⇒約 3g　⇒毎月約 90g（茶碗 1/2 程度のご飯 or りんごの皮２個分）

（平成 26 年度の実績で 510g の 1 人 1 日あたりの排出量のうち、生ごみは約 225g と推測されます（p6 参照）。生ごみ減量処理機・肥料化容器の利用や、水切り徹底・食べ切りを実施することで、約 3g のごみを削減することができます。）

例）レジ袋の削減　⇒約 10g（レジ袋１枚）

（レジ袋は 1 枚おおよそ 10g です。日々の買い物でレジ袋を貰わないことがごみ減量に繋がります。）

②　ごみから現行の資源品目への移行

例）分別の徹底　⇒約●●g

（平成 27 年度の調査結果では、家庭系可燃ごみの中に 10.7%（p7 参照）の資源品目が混入している状況です。これらを適正に分別することで、約●●g（約●●トン）のごみを削減することができます。）

③　ごみから新規の資源品目への移行

例）剪定枝等の分別排出　⇒約 16g　⇒毎月約 480g（約１束）

（新たに分別収集を実施する剪定枝等（p●参照）を資源化することで、１日あたり約 16g、毎月約 480g（剪定枝約 1 束分）のごみを削減することができます。）

（２） 事業系ごみの分別資源化

本計画の達成に向け、平成 43 年度の事業系ごみの排出量を以下のように設定します。

① 剪定枝等の民間施設での再資源化の推進により、現在ごみとして排出されている剪定枝等を分別資源化することで、平成 26 年度に対し 2,000 トン削減します。

② 古紙リサイクルオフィス町内会活動支援の強化や、事業系ごみの分別・排出ガイドブックの配布などにより、現在ごみとして出されている紙ごみを分別資源化することで、平成 26 年度に対し 500 トン削減します。

③ 学校給食残渣の資源化や、生ごみの民間施設での再資源化への誘導により、現在ごみとして排出されている生ごみを分別資源化することで、平成 26 年度に対し 2,800 トン削減します。

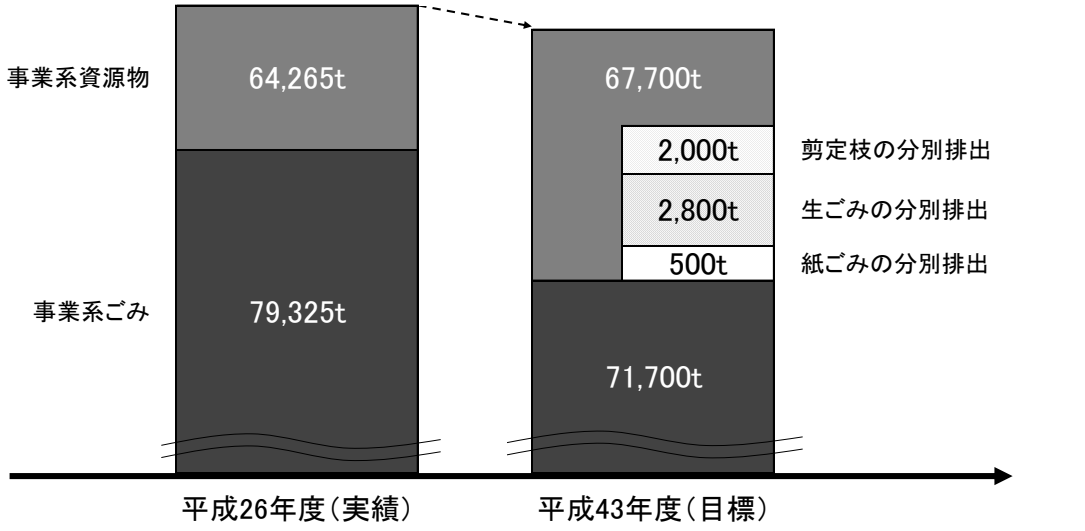

（イメージ図）

注１）数値の四捨五入の関係上、表 ４－１と合計が合わない箇所がある。
注２）事業系ごみについては、排出主体が事業所であるため、１人１日あたりの量ではなく、総量で設定している。

図 ４－１０　事業系ごみの分別資源化の推移設定

（参考）事業者の目標達成に向けた行動の例

①　剪定枝等の分別排出　⇒約 2,000t

（造園事業者等の事業所から発生する剪定枝等を民間施設へ搬入し資源化することで、約 2,000 トンのごみを削減することができます。）

②　生ごみの分別排出　⇒約 2,800t

（学校給食残渣を民間施設で資源化するほか、民間バイオガス化施設の処理能力拡充に併せて事業者が生ごみの資源化に新たに取組むことで、約 2,800 トンのごみを削減することができます。）

③　紙ごみの分別排出　⇒約 500t

（平成 27 年度の調査結果では、事業系可燃ごみの中にはまだ 9.9%の資源化できる紙類が混入している状況です（p6 参照）。事業者が紙ごみの分別にさらに取組むことで、約 500 トンのごみを削減することができます。）

第５章　目標達成に向けた施策展開

５．１　発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策

基本方針１	一人ひとりがごみを出さないライフスタイル・ビジネススタイルの確立による、２Ｒ（リデュース・リユース）を目指します。

（１） 施策展開の方向性

① ごみ減量のための「ちばルール」に関する協定店の拡充、普及啓発及び取組みＰＲの強化や食品ロス削減の推進など新たな取組みの推進、幅広い年齢層が自発的にリデュース・リサイクルを中心とした３Ｒに取り組めるような世代別の環境学習プログラムの推進、生ごみの排出抑制に向けた生ごみ減量処理機・肥料化容器の購入費用に対する補助金制度の拡充やＰＲの強化、民間事業者の情報提供等による不用品リユースの促進、Ｃ－ＥＭＳによる市庁舎等における率先した３Ｒの徹底など、既存事業の見直しを行いつつ、市民・事業者一人ひとりが積極的に取り組めるような事業を実施していきます。

② 生ごみ対策については、市民にごみ問題の重要性を認識してもらう最適な課題と位置付け、生ごみ減量処理機・肥料化容器の使用方法のＰＲなどにより普及拡大を図るほか、生ごみの水分を減らす取組みを実施していきます。

③ 発生抑制のための普及啓発については、まだごみ減量に取り組んでいない人や事業者にターゲットを絞り、年齢層や事業者種別にも配慮した効果的なプログラムを設定し、きめ細やかに実施していきます。

（２） 施策の体系

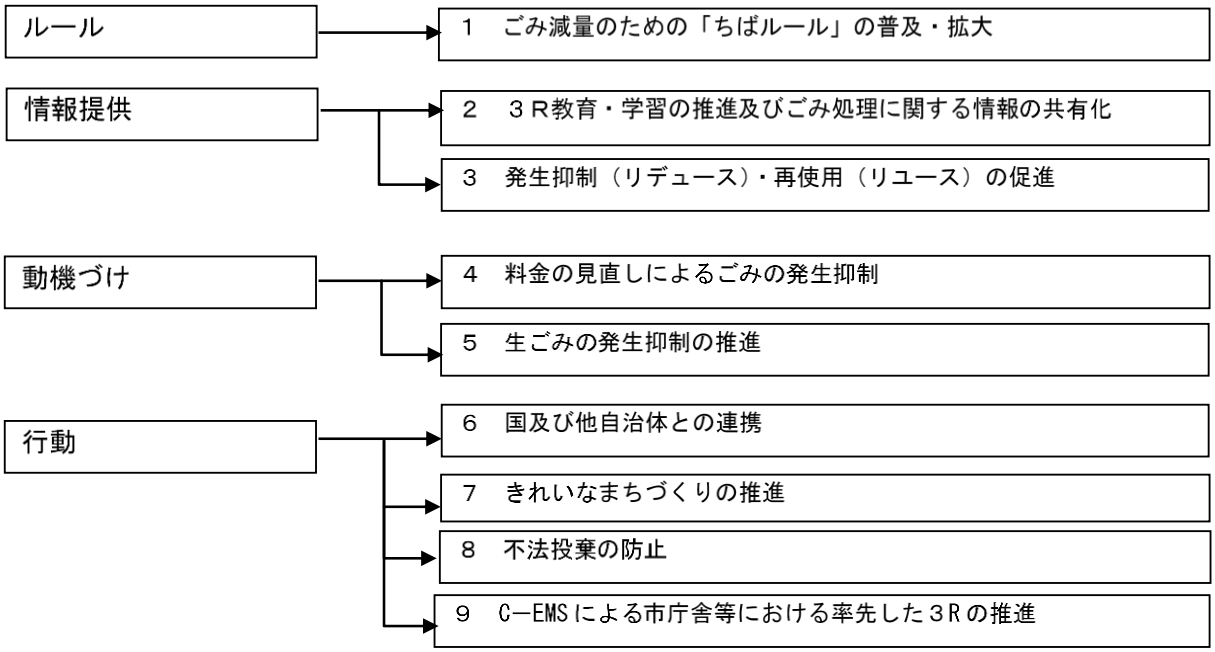

図 ５－１　発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）に向けた施策（基本方針１）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体の実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、経済財政状況等を勘案して判断します。

次ページ以降、１つの個別事業について１ページを使用して、詳細な説明文を掲載します。

５．２　再資源化（リサイクル）に向けた施策

基本方針２	再生利用率を高めるための効果的な再資源化施策と、市民・地域・事業者との協働や地域活動への支援により、さらなる焼却ごみ量の削減を目指します。

（１） 施策展開の方向性

① 剪定枝や生ごみ等の再資源化・焼却ごみ削減に寄与する再生利用率を高める効果的な再資源化品目を中心に事業展開を図るとともに、新たな再資源化品目の検討も継続していきます。再資源化事業の実施にあたっては、個別事業ごと、再資源化品目ごとに最終処分場が延命化した場合の効果を含め、十分に費用対効果を検討します。

② 古紙類、使用済小型家電や廃食油等の既存の再資源化品目についても、情報提供の強化や排出機会の拡充を視野に入れ、推進していきます。

③ 市民と事業者との連携による資源物の拠点回収の充実をはじめ、集団回収量の増加に向けた取組みの検討、地域の課題に応じた説明会等の実施や地域においてごみ減量・再資源化を推進する人材の育成など、地域が主体となってごみ減量・再資源化の実現を目指していきます。

④ 商店街等を中心に地域の方と協働して、事業系資源物の収集の効率化や、ごみ減量、再資源化率の向上を図れるような事業を検討していきます。

⑤ 分別徹底による再資源化を推進するためには、ごみ排出ルールの遵守指導や指導徹底が必要不可欠であり、地域のごみ出し時間に応じたごみステーション調査や監視カメラの設置、清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施により、不適正排出を減らしていくとともに、不法投棄対策については、不法投棄者に対する取締り強化や不法投棄物の処理の迅速化を図ります。

（２） 施策の体系

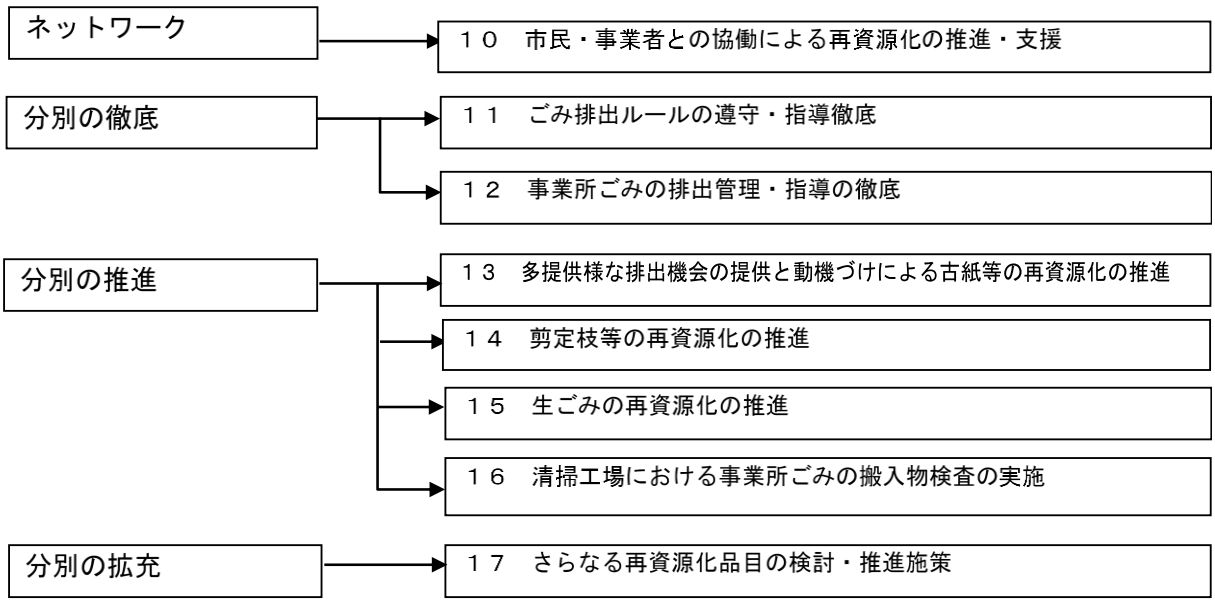

図 ５-２　再資源化（リサイクル）に向けた施策（基本方針 2）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体の実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、経済財政状況等を勘案して判断します。

次ページ以降、１つの個別事業について
１ページを使用して、詳細な説明文を
掲載します。

５．３　ごみ処理システムの構築に向けた施策

基本方針３	低炭素・資源循環へ貢献する、経済・効率性と安定・継続性に優れた、強靭なごみ処理システムの構築を目指します。

（１） 施策展開の方向性

① 収集運搬体制の合理化を図るとともに、環境にやさしい収集車の導入などにより、低炭素社会の実現を目指していきます。

② 新たな施設整備計画の策定に伴い、連動して廃棄物処理施設の計画的な整備を位置づけます。焼却施設については、新清掃工場における高効率なエネルギー回収や最終処分場の延命化を考慮したガス化溶融方式による焼却残渣の資源化を中心に、資源循環システムの構築を目指します。また、３用地２清掃工場運用体制への移行による運用体制の見直しや故障等のリスク回避について検討を行うとともに、自然災害等の緊急時におけるシミュレーションを行い、災害発生時には自立した稼働が可能な施設とし、防災拠点とするなど、強靭なごみ処理システムの構築を目指します。併せて、リサイクル施設や最終処分場についても、計画的に次期施設整備の検討を進めるとともに、安定的・効率的な運営を図っていきます。

③ ごみ処理にかかる総費用の削減やごみ処理システムの効率化を進めるため、市施設のみならず、民間施設についても最大限に活用し、ここ数年は焼却処理量がほぼ横ばいである事業系ごみ処理量の削減推進や、剪定枝等の再資源化施策の推進に加え、災害時に備えたごみ処理リスクの分散を図っていきます。

④ ごみ処理システムを最適化していく中で、処理困難物についても処理ルートの再構築を目指していきます。

（２） 施策の体系

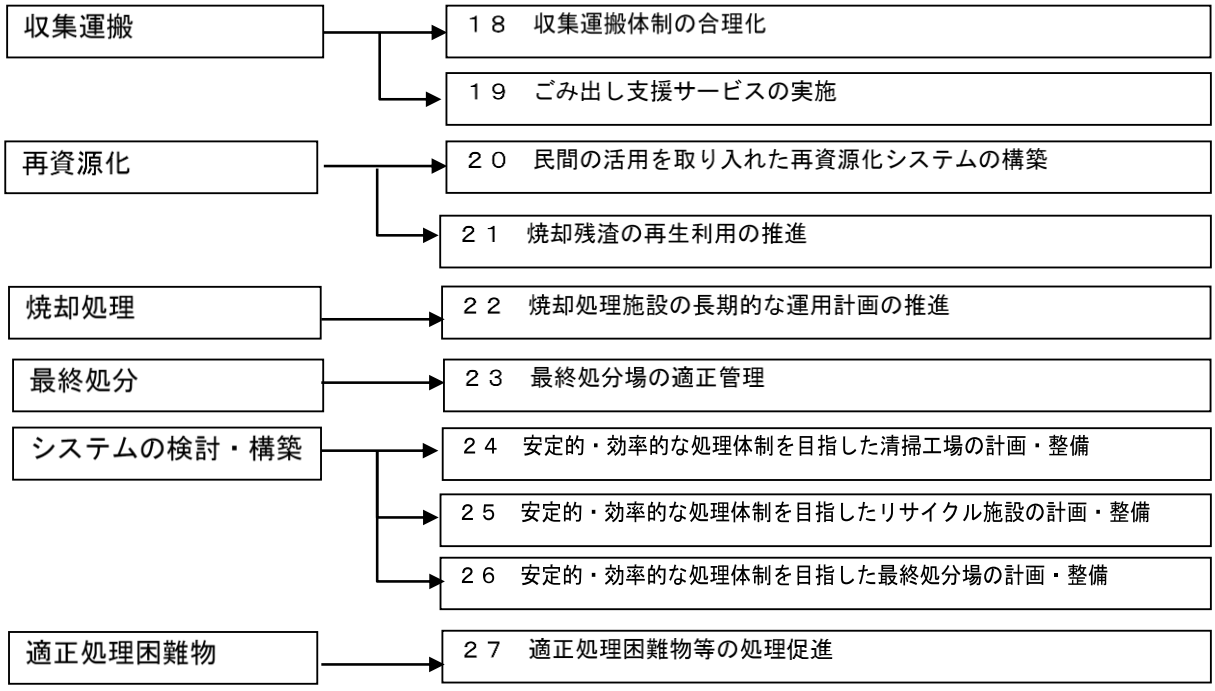

図　５－３　ごみ処理システムの構築に向けた施策（基本方針３）の体系

各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体の実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、経済財政状況等を勘案して判断します。

次ページ以降、１つの個別事業について
１ページを使用して、詳細な説明文を
掲載します。

第６章　計画の推進・管理

６．１　計画の推進と管理における基本的な考え方

計画の推進に当たっては、市民・事業者・市が本計画の基本理念や目標を共有することが必要であることから、周知徹底と普及・啓発を積極的に行うとともに、多くの市民・事業者からごみの減量に対する理解と協力が得られるよう、働きかけを行います。

また、計画をＰＤＣＡサイクルにより管理していくこととし、毎年度の進行管理（小さなサイクル）と、中間目標年度となる平成 33 年度を目処に計画の評価・見直し（大きなサイクル）を行っていきます。

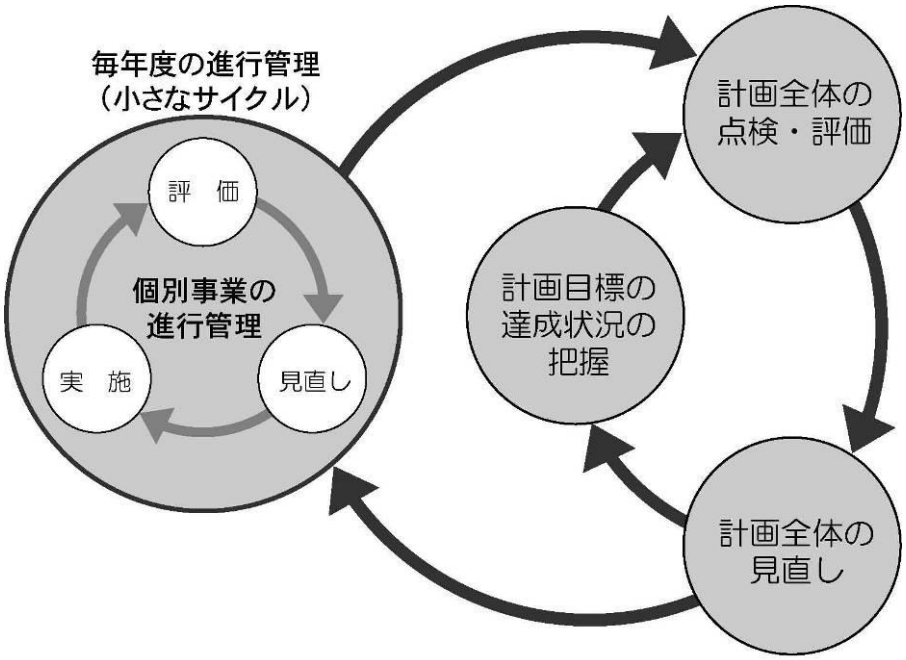

中間年度（平成 33 年度）における計画全体の評価と見直し
（大きなサイクル）

図　６－１　計画の進行管理

６．２　具体的な展開

６．２．１　計画・目標の共有化

低炭素社会を考慮した循環型社会の実現に向けて、３用地２清掃工場運用体制による安定的かつ継続的なごみ処理を図るには、市民・事業者・市の３者が本計画の趣旨に対する理解を深め、主体的かつ積極的にごみ減量・再資源化に向けた取組みを推進していく必要があるため、本計画を広くＰＲするとともに、わかりやすく説明します。

（１） より多くの市民・事業者が関心をよせるＰＲの実施

市政だより・ホームページ等の様々な広報媒体を活用し、あらゆる角度からアプローチを行います。また、わかりやすい表現を用いるなど関心が得られるような手法によるＰＲを行います。

効果的なＰＲを実施することで、より多くの市民・事業者と計画・目標の共有化を図ります。

（２） 周知徹底のためのきめ細かな説明会等の実施

地域単位でのきめ細かな説明会を実施し、事業所に出向いて説明を行うなど、計画の周知徹底のため、積極的に行動します。その際、市民・事業者が必要とする情報をあらかじめ把握し、チラシ・パンフレット等を用いて分かりやすく説明します。

（３） 「全員参加型３Ｒ」を推進するための体制づくり

「全員参加型３Ｒ」を推進するためには、市民・事業者はもちろん、市民団体・ＮＰＯ等と連携し、市をあげて３Ｒの推進に向けた意識啓発を図るとともに、市民・事業者等が主体的かつ積極的にごみの減量・再資源化に向けて取り組めるような仕組みが必要であり、そのための体制づくりを進めます。

６．２．２　毎年度の進行管理

計画を着実に推進するために、計画目標及び個別事業の進捗状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、計画目標を確実に達成できるよう、必要に応じて個別事業の見直しや改善を行います。

また、進捗状況や評価結果をホームページ等により公表するとともに、市民・事業者と協働して計画を推進していきます。

（１） 計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の把握

計画の進行管理を行うため、毎年度、計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況を把握します。個別事業の進捗状況は、事業ごとに管理指標を設定し、これを用いて把握します。

（２） 個別事業の評価及び見直し

計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況に基づき、社会情勢やごみ量・ごみ質の変化等も勘案した上で、個別事業について評価を行います。

また、必要に応じて、個別事業の進め方や内容について見直しを行います。

なお、達成状況及び進捗状況については、千葉市廃棄物減量等推進審議会へ報告するとともに、意見を伺い、評価・見直しに反映します。

（３） 計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の公表

計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況については、毎年度、ホームページや市政だより、ごみ減量広報紙「ＧＯ！ＧＯ！へらそうくん」などにより市民・事業者に対して公表します。公表にあたっては、多くの市民・事業者が計画に関心を持つことができるように努めます。

６．２．３　中間目標年度における計画全体の評価と見直し

ごみ処理基本計画策定指針　（平成 25 年６月　環境省）に示されているとおり、概ね５年ごとに計画を改定することとし、計画の中間目標年度である平成 33 年度に、計画全体の評価と見直しを行います。

具体的には、平成 33 年度までの５年間のごみ総排出量や焼却処理量等から減量効果を評価します。評価の結果、計画目標の達成が困難と見込まれる場合は、平成 34 年度以降のごみ処理体制を確実なものとするため、新たな施策の導入等について検討・判断し、計画に反映します。

また、この際、広く市民・事業者の意見を伺い、計画の見直しに反映します。

６．２．４　計画のロードマップ

２７事業の実施時期とその効果について、計画及び清掃工場の体制変化のスケジュールと併せて整理した次期計画のロードマップは図 ６－２のとおりです。

継続的な減量・資源化事業については、計画策定初年度から実施し、計画期間全般に渡り、減量・資源化効果を目指していきます。

また、個別事業に位置づけた新規・拡充事業は、実行性や費用対効果の高いものから順次着手し、３用地２清掃工場運用体制による安定的・継続的な処理体制の実現に資するものとします。

なお、各事業の実施スケジュールは、目標値設定のための目安であり、具体の実施・時期については、法律の改正や焼却ごみ量、経済財政状況等を勘案して判断します。

今後は新北谷津清掃工場をはじめとした新たなごみ処理施設の整備状況を見据えつつ、さらなる焼却処理量の削減を図ります。

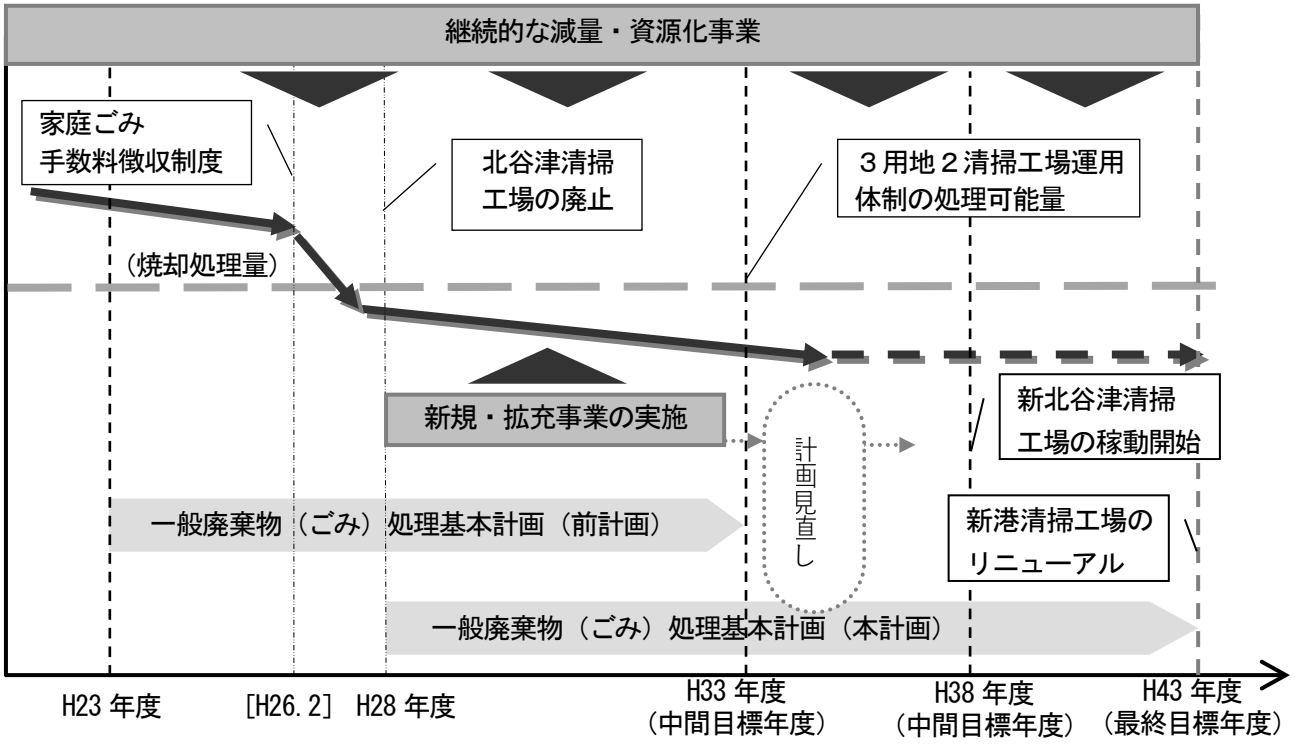

図 ６－２　次期計画のロードマップ

６．３　市民・事業者・市の果たすべき役割

本計画に基づき、市は「第５章　目標達成に向けた施策展開」に示す２７事業を進めていきますが、ごみの問題は日常の生活・事業と密接に関連しているため、ごみの減量化・再資源化の推進は市による取組みだけでは達成できず、ごみの排出者である市民・事業者による積極的な取組みも重要となってきます。

そこで、３者がそれぞれ以下のような役割を持つことにより、ともに目標達成に向かって努力していくことが必要です。

６．３．１　市民の果たすべき役割

市民の役割	関連事業
■基本意識 ○ごみを排出する主体は自分たちであるということを、普段から市民一人ひとりが意識して、「ごみを出さないライフスタイル」の推進に努めます。 ○分別徹底を含めたごみ出しルールを遵守し、ごみの適正排出に努めます。 ○市民は市の実施する減量化・再資源化のための取組みへ積極的に関与・参加します。また、地域等による自主的な活動へも積極的に参加します。 ○自治会等が、市民一人ひとりと市の協働関係を築くための橋渡しの役割を果たします。 ○減量・再資源化に関する身近な情報源として、また、高齢者社会の到来にも備え、地域での相互コミュニケーションを大切にします。	**３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化** **５　生ごみの発生抑制の推進** **７　きれいなまちづくりの推進** **８　不法投棄の防止** **１０　市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援** **１１　ごみ排出ルールの遵守・指導徹底**

市民の役割	関連事業
■生ごみの減量・再資源化に向けて **（ステップ１　発生抑制）** ○食材を買いすぎないことや、買った食材を使い切ること、食べ残しを減らすなどの、ごみの発生を抑制する食生活を目指します。 ○飲食店で食事をするとき、注文した食事を食べ切るなど、飲食店から出るごみの発生抑制を意識します。 ○省エネルギー・節水などの意識も含め、環境に配慮した調理や食生活を各家庭が実践することを目指します。 **（ステップ２　排出抑制）** ○発生した生ごみをできる限り少なくするため、三角コーナーなどを用いたり、手で絞ったりするなどの水切りを実践します。 **（ステップ３　更なる排出抑制）** ○さらに進んだ取組みとして、生ごみを家庭で乾燥させたり、減量処理機などを活用したりすることで、より一層の減量を目指します。 ○発生した生ごみを、肥料化容器・段ボールコンポストなどを活用して、家庭で堆肥化し、庭やプランターで利用するなどします。	**３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化** **５　生ごみの発生抑制の推進** **１５　生ごみの再資源化の推進**
■紙ごみの減量・再資源化に向けて **（ステップ１　意識の向上）** ○「紙はごみではなく、資源である」という基本的な意識を広く認識します。 **（ステップ２　分別の習慣化）** ○紙類の分別をより一層進めていくため、こまめに分別すること、分別することを楽しむことを習慣にしていきます。 **（ステップ３　十分な知識の習得）** ○分別の知識が不足する場合、紙ごみを可燃ごみに入れることとなります。 ○そのため、分別をより多くの市民が実行するためには、正しい分別の仕方について十分な知識を持つことが大切です。	**３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化** **１３　多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進**
■剪定枝等の再資源化に向けて **（ステップ１　意識の向上）** ○身の回りの緑と親しみ、触れ合うことで、「緑を大切にする・自然へ返す意識」を育てます。 **（ステップ２　分別の習慣化）** ○木の枝・刈り草・葉が発生した時に、「緑を自然に返す意識」を持って、決められた太さ・長さなどの出し方を守り、分別排出します。 **（ステップ３　十分な知識の習得）** ○分別の知識が不足する場合、剪定枝等を可燃ごみに入れることとなります。 ○そのため、分別をより多くの市民が実行するためには、正しい分別の仕方について十分な知識を持つことが大切です。	**３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化** **１４　剪定枝等の再資源化の推進**

６．３．２　事業者の果たすべき役割

事業者の役割	関連事業
■基本意識 ○従業員一人ひとりが、ごみの排出者であることを普段から意識して、「ごみを出さないビジネススタイル」の推進に努めます。 ○資源化可能なものは分別を徹底することにより、資源化の推進に努めます。 ○「排出者責任」の考え方に基づき、自らの責任でごみの適正処理を行います。 ○事業活動は、モノの流れだけを見ても生産・流通から販売・回収と多岐に渡り、事業系ごみならず家庭系ごみの排出にも大きな影響を与えることから、「拡大生産者責任」「企業の社会的責任」を十分考慮した上で、ごみの減量化・再資源化に取組みます。	１　ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 ３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 ４　料金の見直しによるごみの排出抑制
■自主的に取組むべき役割 **（社員教育・分別徹底）** ○「ごみを出さないビジネススタイル」を定着させるための社内教育に取組み、従業員一人ひとりの意識を高めていきます。さらに、ごみを出さない仕事の仕組みづくりを進め、事業所での包括的な取組みに発展させていくことを目指します。	１０　市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 １２　事業所ごみの排出管理・指導の徹底
（顧客・取引先への働きかけ） ○小売業などの事業は、事業系ごみだけでなく、家庭系ごみにも深く関係しています。そのため、顧客との一歩進んだコミュニケーションを行い、簡易包装の確認や荷物を一つにまとめる提案など、サービスの向上と包装類の削減を併せた取組みをしていくことを目指します。また、生産・流通側の事業者と調整し、過剰包装の削減などに努めます。 ○ごみを出さない納品形態と方法の工夫や売れ残りを減らす仕組みなど、取引先との協力関係を築くことにより、協働してできる取組みを進めます。	１６　清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 ２０　民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

事業者の役割	関連事業
（生ごみの減量・再資源化） ○飲食店や食堂では、小盛りメニューの導入・持ち帰り希望者への対応などを実施し、食品ロスを減らします。 ○やむを得ず発生する生ごみは、食品リサイクル法に則り、可能な限り、バイオガス化・試料化・堆肥化などを進めることにより、資源としての活用を目指します。 **（紙ごみの減量・再資源化）** ○３Ｒの優先順位に基づき、まずは発生を抑制することを第一に取組みます。 ○紙ごみの発生抑制のため、ペーパーレス化を推進します。 ○発生した紙ごみを減量するため、裏紙の使用など、社内での再使用をさらに進めます。 ○再使用などを行ってもなお発生する紙ごみについては、分別を徹底して、より多くの紙ごみをリサイクルすることで資源として再利用します。なお、シュレッダー紙などのミックスペーパーのほか、機密文書についても個人情報に留意した上で、リサイクルに努めます。 ○分別した紙ごみを効率的にリサイクルしていくためには、ある程度のまとまった量が必要になることも事実です。そのため、商店街を含めた中小企業などの排出量の少ない事業所では、共同で排出する仕組みを作るなどの取組みを進めていきます。 ○紙ごみのリサイクル技術は年々進歩しており、そのような技術動向に関する情報収集を継続的に行い、技術に合わせた分別の徹底を実施していきます。 **（市民（地域）・市との連携）** ○店頭回収、マイバッグ運動への主体的な参加や、３Ｒに関連するイベントの開催・参加など、事業者が立地する周辺地域と協働した取組みをさらに進めます。 ○拡大生産者責任やデポジット制度の導入などの検討を行い、企業の社会的責任を果たすための取組みを進めます。 ○説明会への参加や市の実施する施策への協力など、減量・再資源化を目指した市との良好な協力関係を築き、協働で取組んでいきます。	**１　ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大** **３　3R 教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化** **４　料金の見直しによるごみの排出抑制** **１０　市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援** **１２　事業所ごみの排出管理・指導の徹底** **１６　清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施** **２０　民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築**

事業者の役割	関連事業
■協働して取組むべき役割 （多様な連携） ○業種単位や地域単位で連携し、事業者の規模や内容によって、分別・資源化に向けた取組みを進めていきます。 ○地域単位で勉強会などを開催することで、知識を深めるだけでなく、地域の実情に応じた協働・連携に向けたきっかけ作りをしていきます。 （情報の共有） ○事業者が集まり、ごみの減量や資源化に関する勉強会などを開催することで、知識を深めるとともに新たな視点でのアイディアを出し合い、それぞれの取組みを相乗的に高めていきます。 ○ごみの減量・再資源化においては、事業者間で取組みの内容に違いがあります。先進的な事業者の取組みは、他の事業者にはとても有益な情報であることが多いため、見学会や講習会などを開催して、情報の共有化を図っていきます。 ○ごみの処理や資源化について、処理状況や処理技術などの現状を良く知ることが、新しい取組みを実行するための重要な手がかりになります。そのため、専門家による指導や許可業者と連携し、理解を深めていきます。	１　ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大 ３　３Ｒ教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化 ４　料金の見直しによるごみの排出抑制 １０　市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援 １２　事業所ごみの排出管理・指導の徹底 １６　清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施 ２０　民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築

６．３．３　市の果たすべき役割

市の役割	関連事業
■基本意識 ○市民・事業者のごみの減量化・再資源化のための情報提供・普及啓発等を推進します。また、効果的なごみの減量化・再資源化施策を講じます。 ○地域や事業者等による自主的な活動を支援します。 ○安定的・効率的なごみ処理システムを構築し、ごみの適正処理を行います。 ○処理施設の整備にあたっては、「経済・効率性」と「強靭」のバランスを考慮するとともに、廃棄物エネルギーを有効活用して、地球環境の向上に寄与できるような施設とします。 ○市の施設が事業者の手本となるよう、率先して環境配慮行動を実践します。	**全個別事業**

参　考　資　料

目　次

参考資料１　ごみ量の将来予測 1

参考資料２　各年度の計画値 2

参考資料３　収集運搬計画 3

参考資料４　中間処理計画 4

参考資料５　最終処分計画 5

参考資料６　計画策定体制及び経緯 6

参考資料７　千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の変遷 7

参考資料８　用語集 8

各内容については、今後作成します。